



第2次蟹江町 男女共同参画 プラン

計画期間：令和4年度 ▶ 令和8年度

蟹 江 町
令和4年3月

はじめに



当町では、平成 29 年 3 月に「蟹江町男女共同参画プラン」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな事業を推進してまいりました。

この間、国においても、令和 2 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、あらゆる分野において誰もが性別を意識することなく活躍できる社会の形成に向けて、各種施策に取り組んでいます。

全国的には人口減少が進行し、少子高齢化や核家族化、価値観・生活様式の多様化が進むなど私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新しい働き方の可能性が広がる一方で、配偶者等からの暴力の深刻化が懸念されています。

また、令和 3 年に実施した住民アンケート調査からは、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、政策や方針決定過程への女性の参画が十分に進んでいないことや、男性の育児休業の取得率が低迷していることなどが分かっています。

こうした状況の中で、当町ではこれまで推進してきました「蟹江町男女共同参画プラン」の取組を継承しつつ、社会情勢の変化に対応していくため、「第 2 次蟹江町男女共同参画プラン」を策定いたしました。

基本理念には、引き続き「女性も男性もともに輝くまち かにえ ～だれもが個性と能力を發揮できる社会へ～」を掲げ、4つの基本目標と 12 の重点目標を盛り込むとともに、13 の数値目標の達成に向けて、38 の事業に取り組んでいくことにより、性別にとらわれず全ての人が個性と能力を發揮できる社会の実現をめざしてまいります。

本プランの推進には、行政はもとより、町民・地域団体・事業者・各種法人・関係機関等が一体となって取り組んでいくことが重要となりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たりまして、熱心にご審議いただきました蟹江町男女共同参画プラン策定委員会の皆様をはじめ、住民アンケート調査やパブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係各位に心から厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 3 月

蟹江町長

横江淳一

目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の背景.....	1
2 プランの位置付け.....	5
3 プランの期間.....	5
第2章 蟹江町の男女共同参画を取り巻く現状.....	6
1 人口の状況.....	6
2 男女共同参画の理解について.....	7
3 家庭・地域における男女共同参画について.....	10
4 男女がともに働きやすい社会づくりについて.....	15
5 安全・安心に暮らせる社会づくりについて.....	20
6 ワークショップからみられる現状.....	26
第3章 プランの基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 プランの体系.....	34
第4章 プランの内容.....	35
基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革.....	35
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進.....	37
基本目標3 男女がともに働きやすい社会づくり.....	40
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり.....	43
第5章 プランの推進.....	47
1 推進体制.....	47
2 数値目標.....	48

資料編	49
1 策定経過	49
2 蟹江町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	50
3 策定委員会委員等名簿	51
4 用語解説	52
5 男女共同参画社会基本法	55
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	58
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）	64

1 / プラン策定の背景

社会全体においては固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在がいまだ根強く残り、政策方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分ではありません。また、女性の就業率は増加しており、女性が仕事をするということについて肯定的な意見が多いものの、男女共同参画を進めていくためには、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや男女ともに柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現も課題として残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生活や暮らし方の見直しが進んでおり、事業所においても、テレワークの導入やオンラインの活用とともに多様で柔軟な働き方が広がりつつあります。一方で、コロナ禍による社会変動及び経済的打撃は社会的弱者の生活基盤を脅かしています。特に、DV被害者の中には、相談できず悩みを抱え込んでいる人も多いことが指摘されています。

今後は、こうした課題を踏まえ、社会における多様な価値観の尊重、働き方・暮らし方の改革、男女共同参画のさらなる推進を進めていくために、アンコンシャス・バイアス等の解消、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、家庭・地域・企業等のあらゆる場においての課題を解決することが必要となっています。さらに、深刻化する男女間のあらゆる暴力の被害者への支援に向けて、相談体制を含めた取組の充実が必要です。

当町ではこうした現状を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「第2次蟹江町男女共同参画プラン」を策定します。

(1) 国の動き

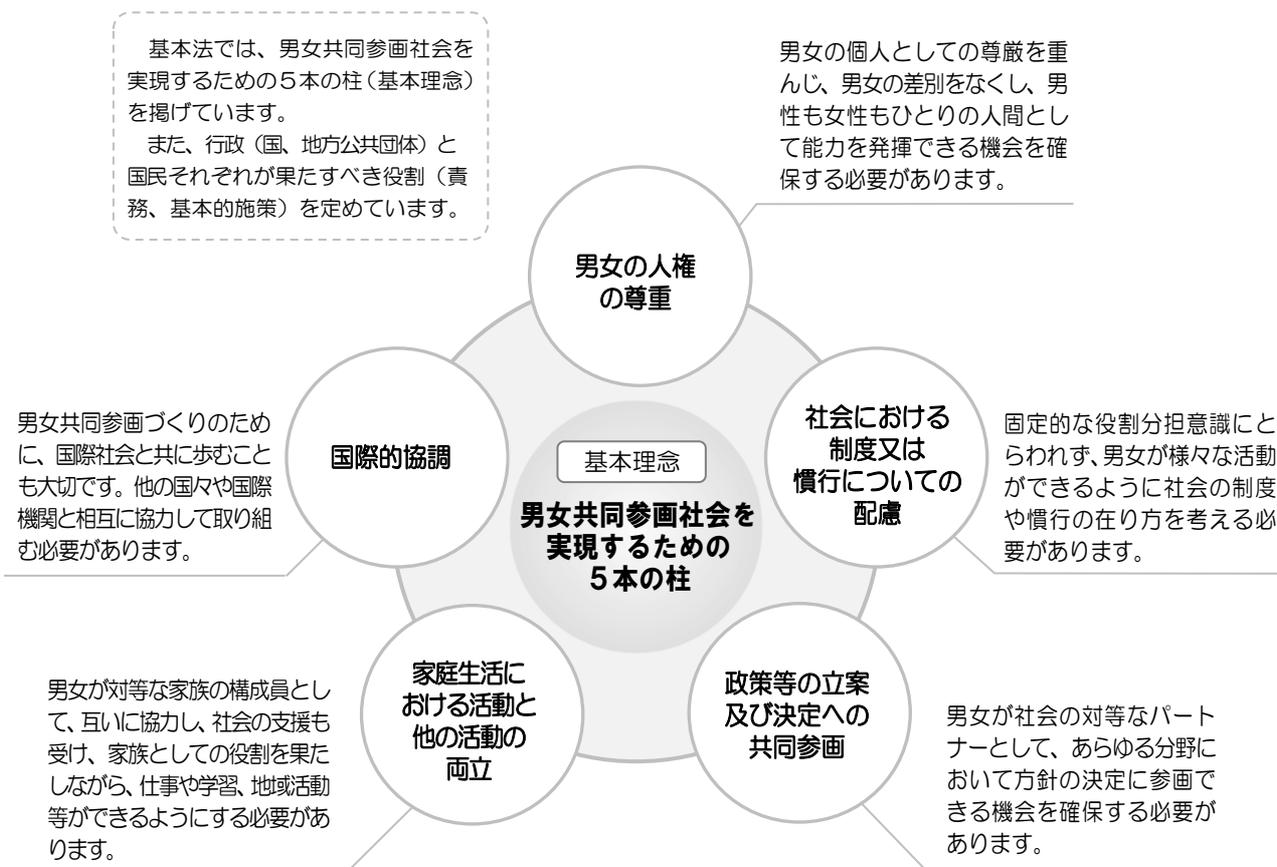
国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会の形成について基本理念や国・自治体・国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。基本法に基づき、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしました。

また、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境が整備され、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられ、女性の職業生活における活躍がさらに推進されました。

令和2年12月25日には「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。その中で、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、めざすべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布・施行）

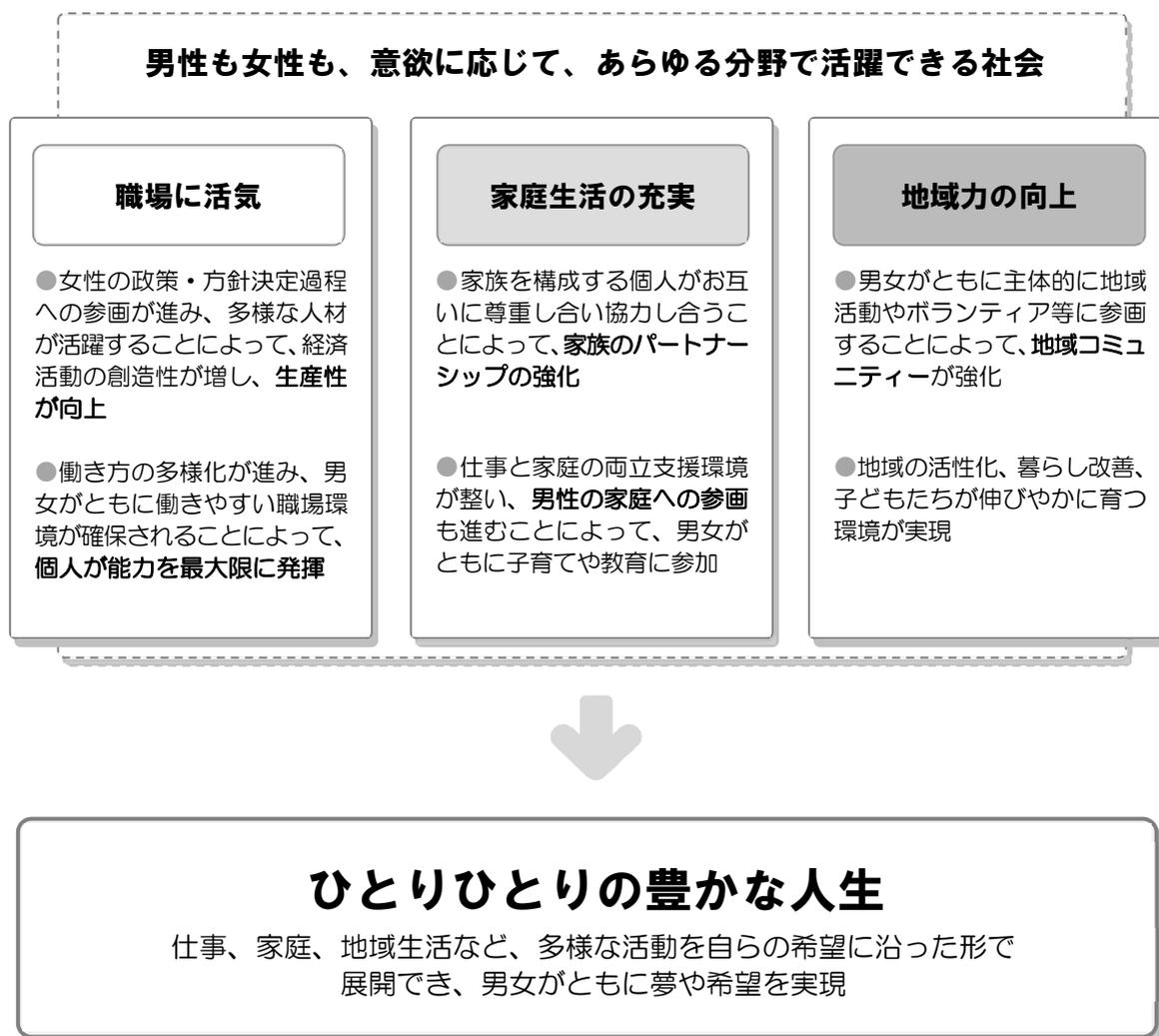


国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ●積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ●地域の特性を活かした施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

出典：内閣府男女共同参画局

男女共同参画社会のイメージ図



出典：内閣府男女共同参画局

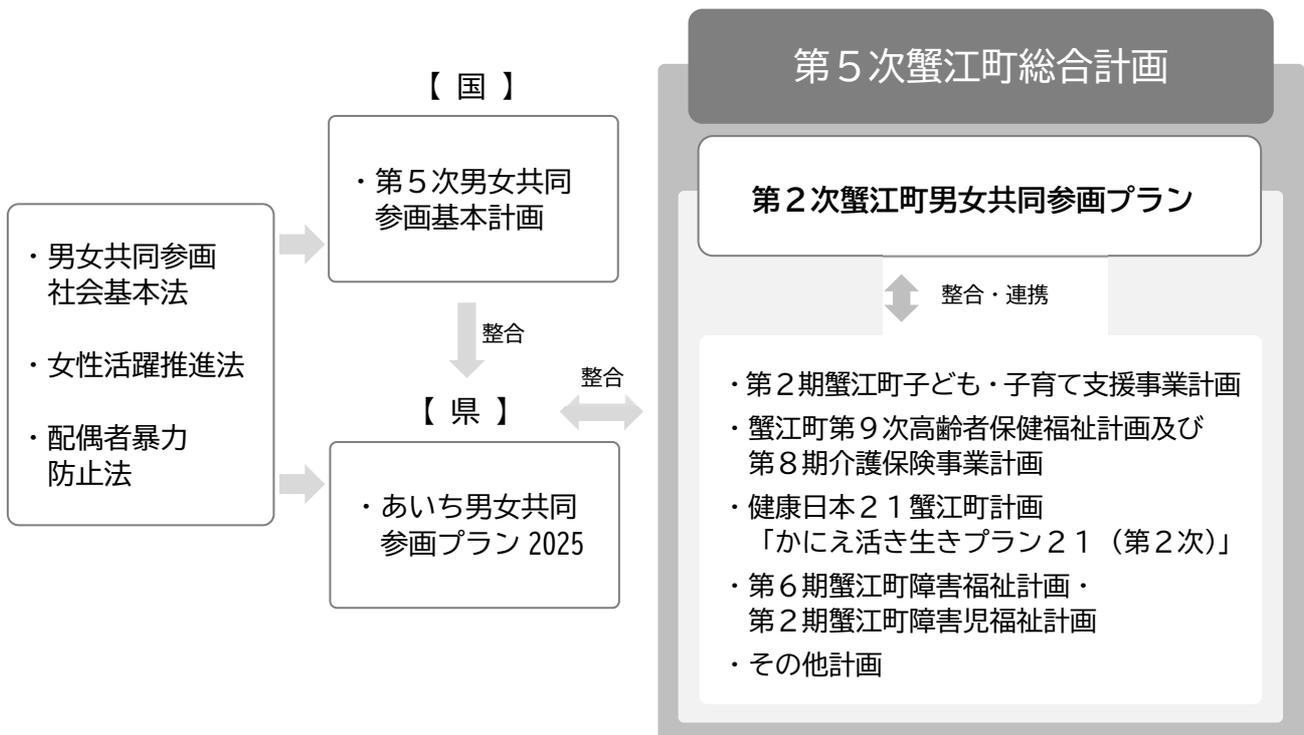
(2) 県の動き

県は、平成13年3月に、県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定するとともに、平成14年4月に「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するためのさまざまな施策を総合的・計画的に推進しています。平成28年3月に「あいち男女共同参画プラン2020」、令和3年3月に「あいち男女共同参画プラン2025」を策定し、重点目標として「あらゆる分野における女性の活躍の促進」を始め、「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて、より一層の推進を図っています。

2 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく、「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

国の第 5 次男女共同参画基本計画、県のあいち男女共同参画プラン 2025、町の第 5 次蟹江町総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定します。



3 プランの期間

プランの計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

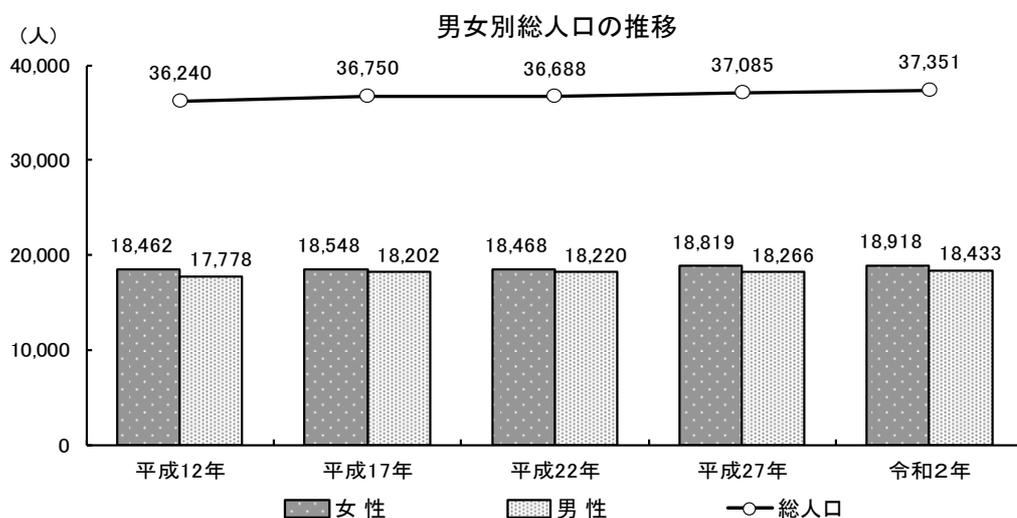
第2章

蟹江町の男女共同参画を取り巻く現状

1 人口の状況

(1) 男女別総人口の推移

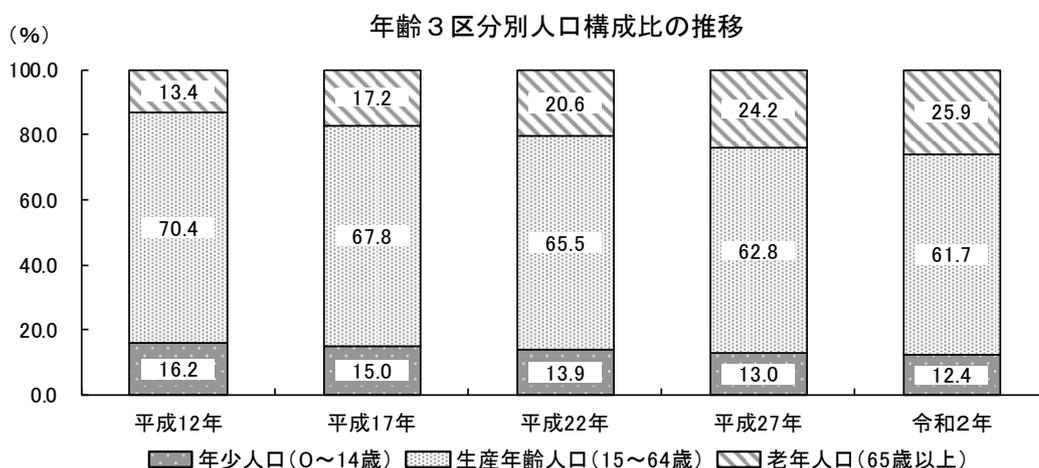
蟹江町の人口を男女別にみると、男性よりも女性が多い傾向が続いており、令和2年では女性は18,918人、男性は18,433人となっています。



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、令和2年では25.9%となっています。

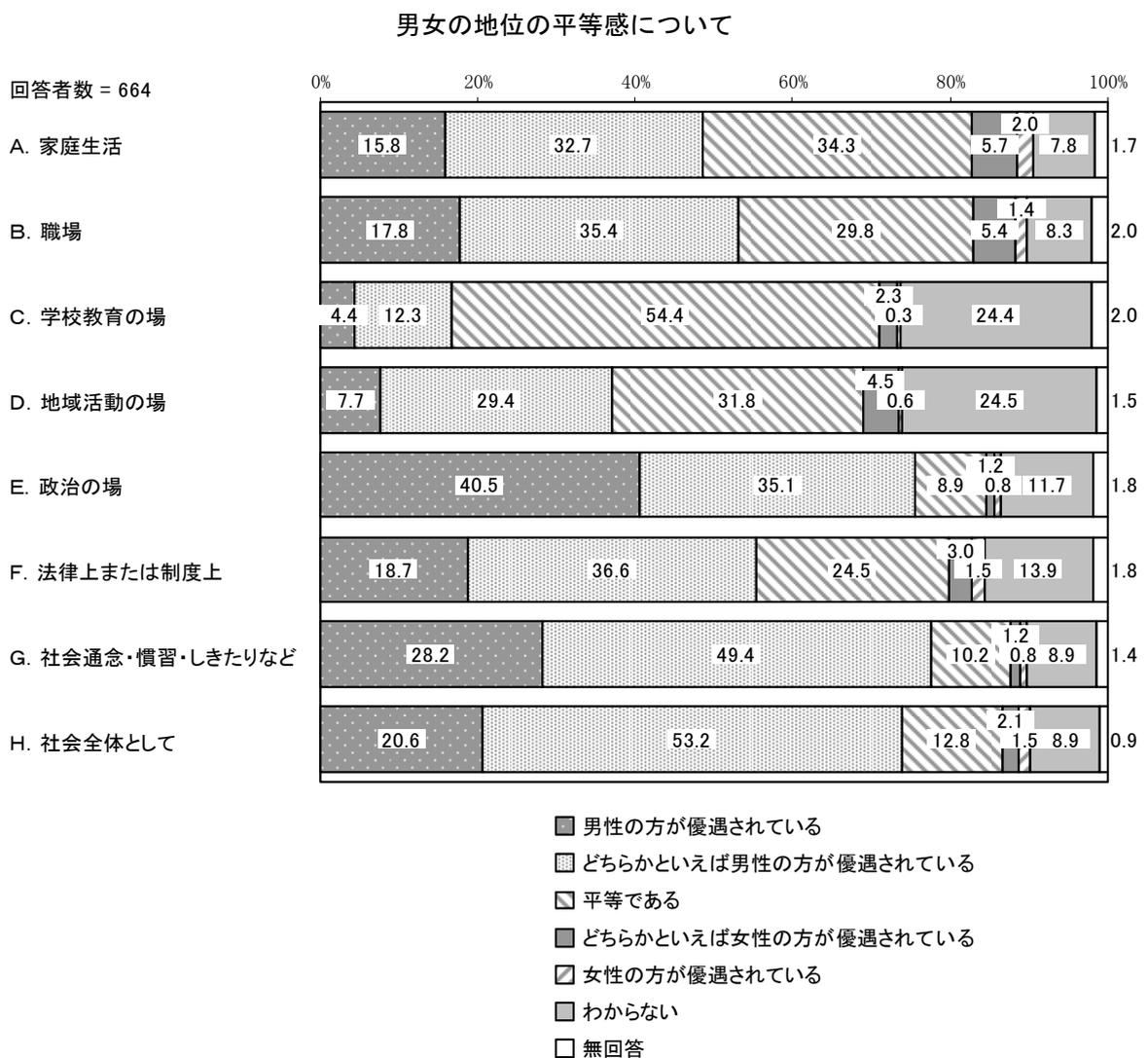


資料：国勢調査

2 男女共同参画の理解について

(1) 男女の地位の平等感について（アンケート調査結果）

「次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。」について、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体として」で『男性の方が優遇されている』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した）の割合が高く、7割半ばとなっています。また、「学校教育の場」で『平等である』の割合が高く、5割半ばとなっています。



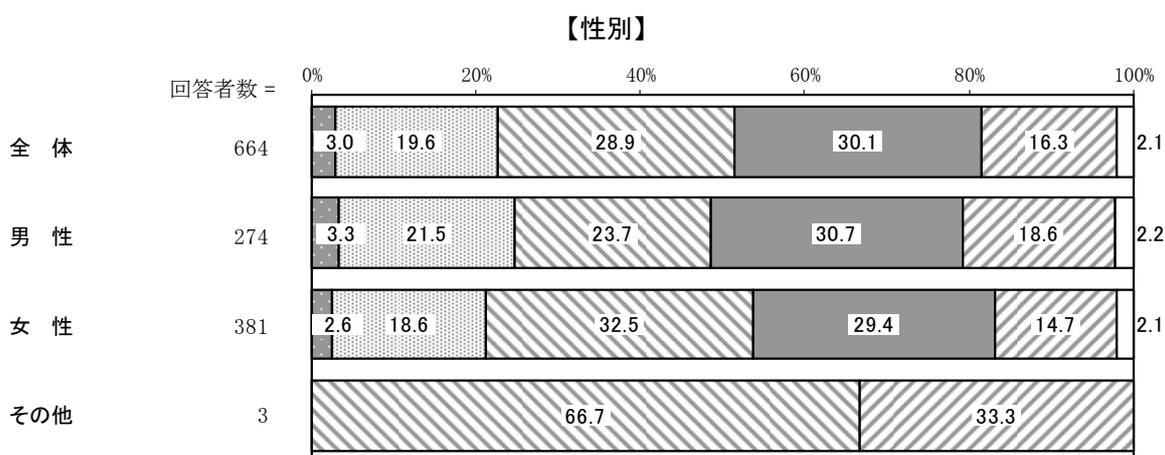
資料：住民調査

※住民調査の回答は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある（以下同様）

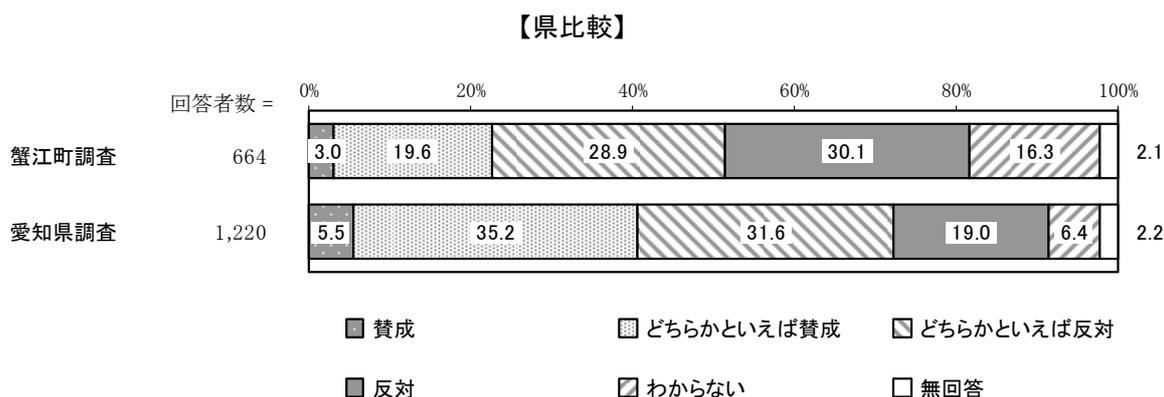
(2) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について (アンケート調査結果)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『反対』の割合が30.1%と最も高く、次いで『どちらかといえば反対』の割合が28.9%、『どちらかといえば賛成』の割合が19.6%となっています。性別でみると、女性で『どちらかといえば反対』の割合が高くなっています。愛知県調査と比較すると、愛知県で『どちらかといえば賛成』の割合が高くなっています。年齢別でみると、18～29歳で『反対』の割合が高くなっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について

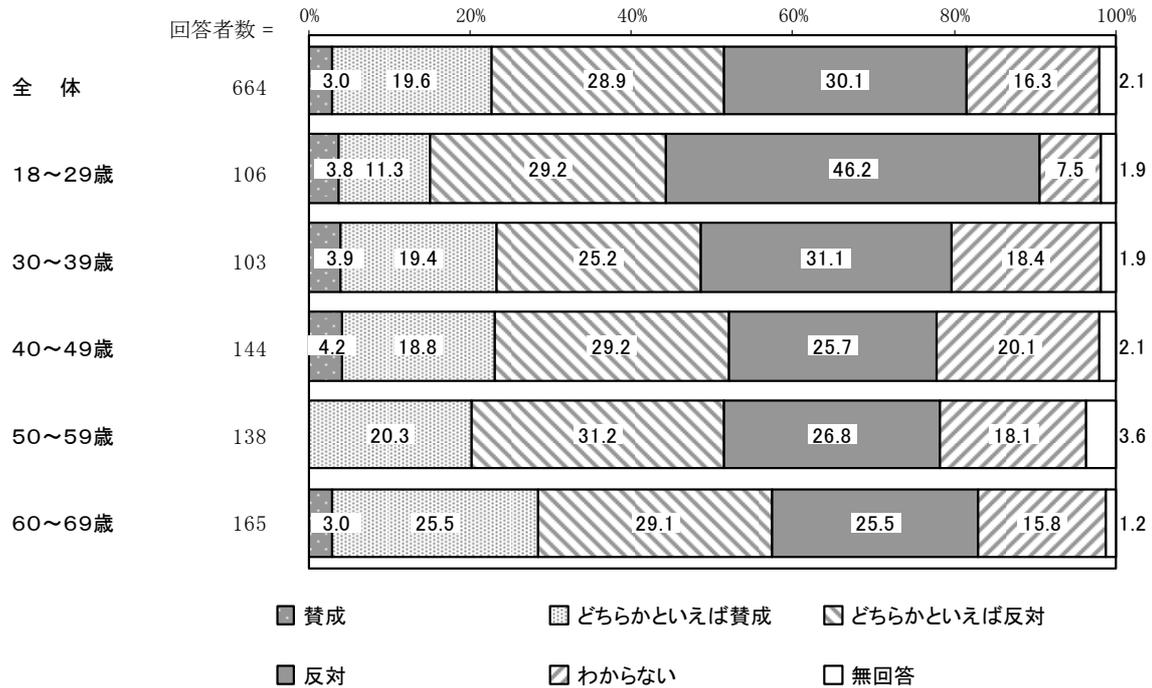


資料：住民調査



資料：(蟹江町) 住民調査
(愛知県) 男女共同参画意識に関する調査

【年齢別】



資料：住民調査

(3) 男女共同参画社会に向けての意識改革の取組状況

男女共同参画社会に向けての意識改革を進めるため、性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識の醸成や家庭や地域、学校などの場において男女共同参画を進める教育・学習を推進してきました。

計画通り推進が図れましたが、男女共同参画の啓発セミナーでは、今後も各年代が興味を持てるテーマや講師の設定を行っていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の中止や実施規模を縮小しており、コロナ禍における情報提供や啓発が行える取組の検討などが今後の課題となっています。

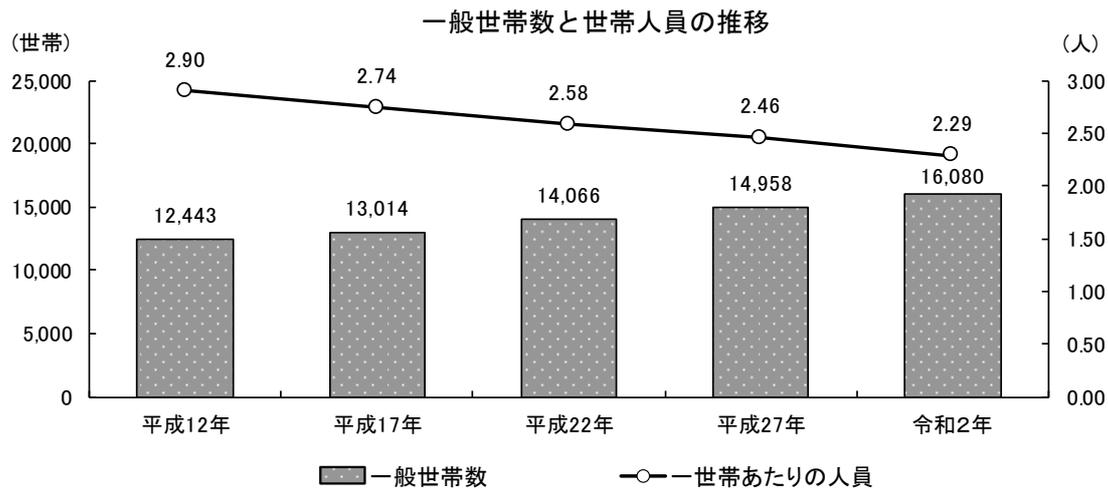
第2次プランに向けた主な課題

アンケート調査結果によると、固定的な性別役割分担意識が未だに残っている傾向があります。こうした背景には、長年にわたり人々の中に固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が形成されてきたことがあると考えられます。今後、市民の幅広い年齢層に対して、それぞれの性別やライフステージに応じた理解を促すため、意識啓発を中心とする取組や実践につながる知識を習得できる取組を行っていく必要があります。

3 家庭・地域における男女共同参画について

(1) 一般世帯数と世帯人員の推移

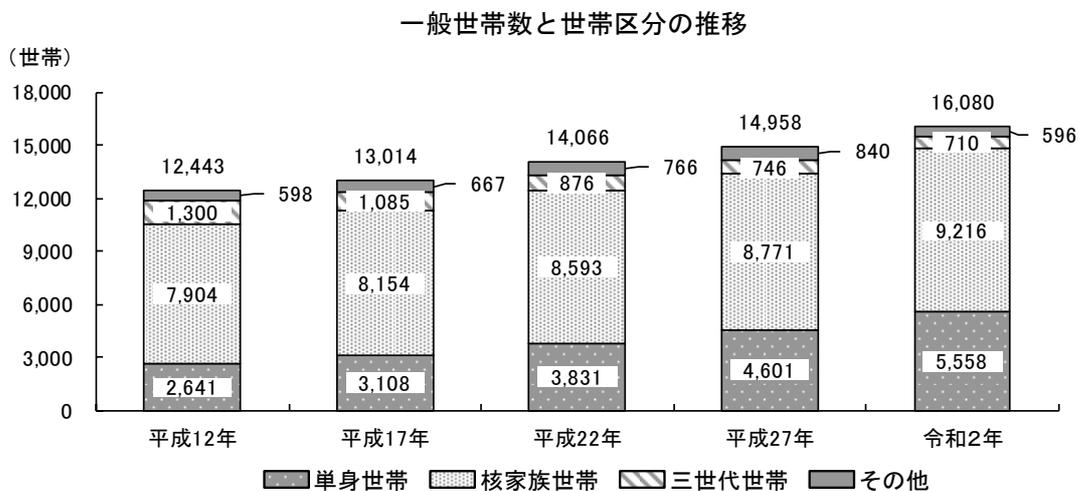
蟹江町の一般世帯数は、令和2年では16,080世帯と増加していますが、一世帯あたりの人員は減少しており、令和2年では2.29人となっています。



資料：国勢調査

(2) 一般世帯数と世帯区分の推移

一般世帯数の世帯区分は、単身世帯と核家族世帯が増加しており、令和2年では、単身世帯が5,558世帯、核家族世帯が9,216世帯となっています。

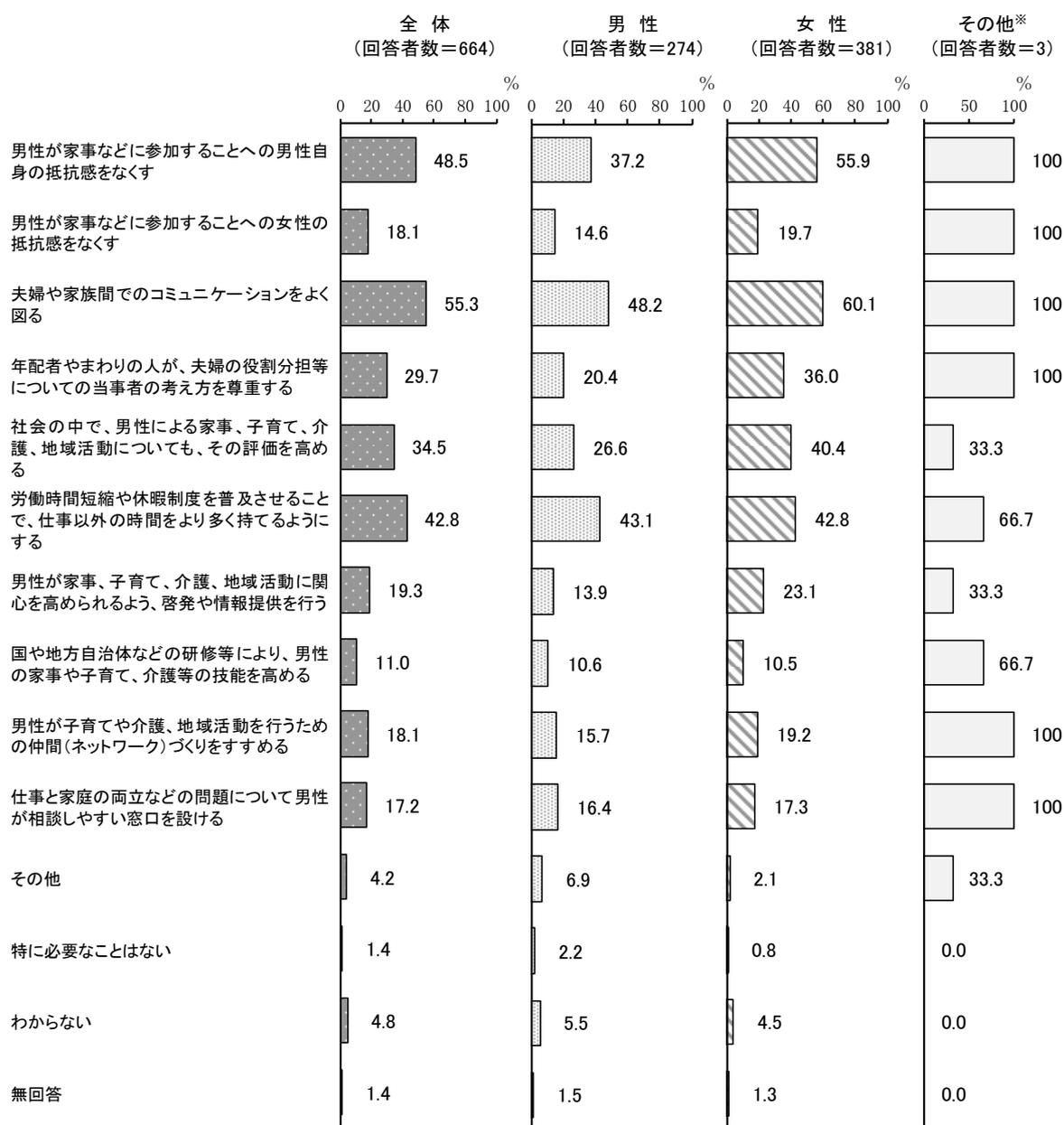


資料：国勢調査

(3) 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて（アンケート調査結果）

「今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。」について、『夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図る』の割合が55.3%と最も高く、次いで『男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくす』の割合が48.5%、『労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする』の割合が42.8%となっています。

男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことについて



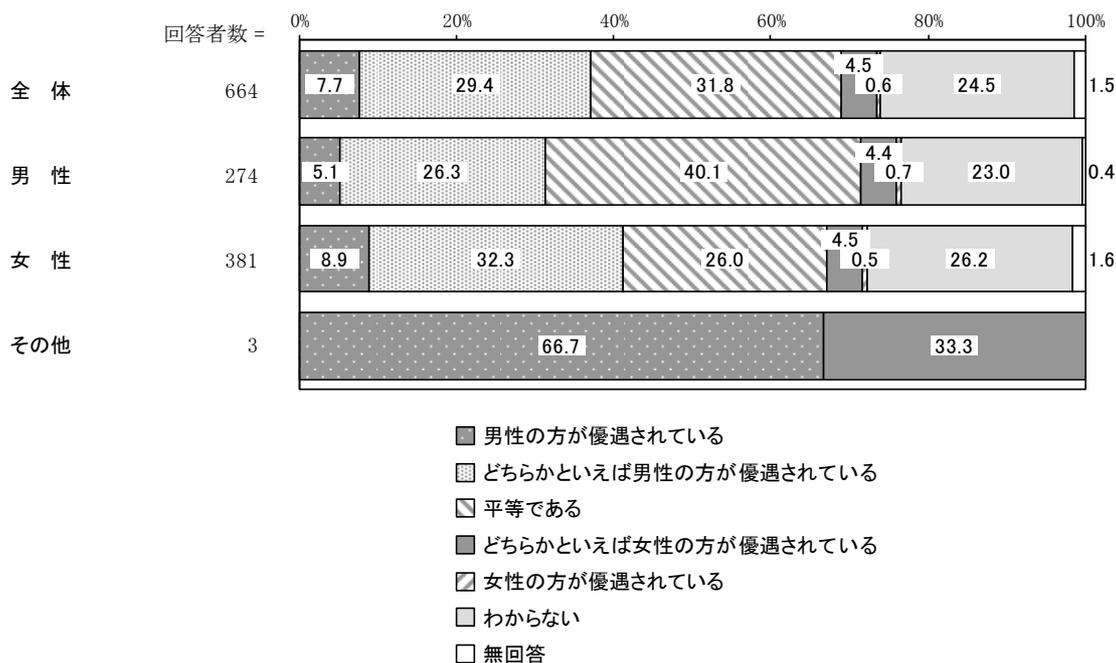
※アンケート調査の性別の回答欄で「その他」を選択した方
資料：住民調査

(4) 男女の地位の平等感について（地域活動の場）

（アンケート調査結果）

「地域活動の場における男女の地位は平等になっていると思いますか。」について、『平等である』の割合が31.8%と最も高く、次いで『どちらかといえば男性の方が優遇されている』の割合が29.4%、『わからない』の割合が24.5%となっています。

男女の地位の平等感について（地域活動の場）

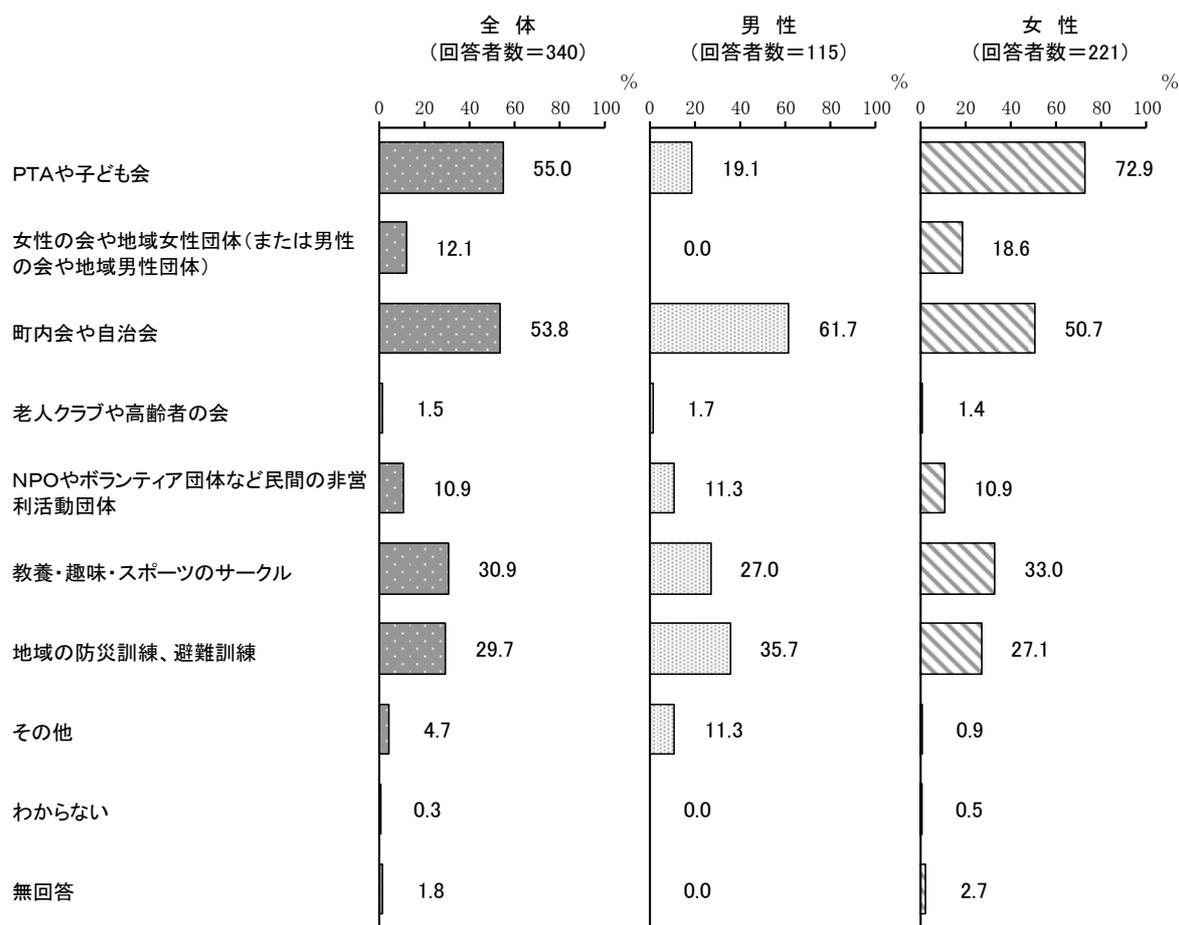


資料：住民調査

(5) 参加したことがある地域活動について（アンケート調査結果）

「どのような活動に参加していますか（した経験がありますか）。」について、『地域の防災訓練、避難訓練』の割合が3割前後となっており、中でも女性に関しては27.1%となっています。

現在（今までに）どのような活動に参加していますか（した経験がありますか）について



資料：住民調査

(6) 家庭・地域における男女共同参画の推進の取組状況

家庭・地域における男女共同参画を推進するため、男女が互いに対等な立場で家庭生活や地域活動へ積極的に参加できるような支援や、地域活動のさまざまな分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できる環境整備、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の支援の充実を進めてきました。

概ね計画通り推進が図れましたが、コロナ禍において、感染症対策を十分に行ったイベントの開催や、ファミリー・サポート・センターを安心して利用できるサポート体制などが今後の課題となっています。

また、防災会議の女性委員の増員や、避難所設営関連の訓練への女性の参加促進に取り組んでいく必要があります。

第2次プランに向けた主な課題

① 男性の家庭・地域活動への参加について

家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。

アンケート調査結果によると、家庭・地域活動へ男女が共に参画するために、夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ることや、男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすことを必要とする割合が高く、コミュニケーションの円滑化や、男性自身の抵抗感を解消する必要があります。また、労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすることを求める割合も高く、労働時間の短縮や休暇制度を充実させるために、事業所に向けて制度の利用を促していく必要があります。

今後、家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。また、男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けて啓発等の取組が重要です。

② 地域のさまざまな活動分野で女性が能力を発揮する機会について

地域活動については、地域の多様化するニーズへの対応が課題となっており、課題解決に向け、さまざまな視点から多様な人材の確保や性別・年齢等により役割が固定化されないよう、意識の改善に取り組むことが必要とされています。

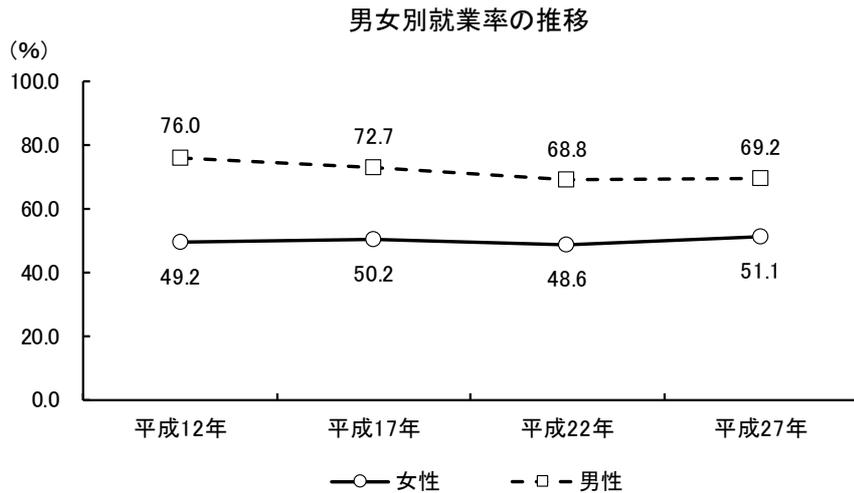
アンケート調査によると、地域活動の場において、どちらかといえば男性の方が優遇されていると感じている割合が29.4%となっており、男女がともに地域活動に参画できるよう待遇の差をなくしていく必要があります。

男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いている・いないにかかわらず、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活動の活性化を図ることが求められています。

4 男女がともに働きやすい社会づくりについて

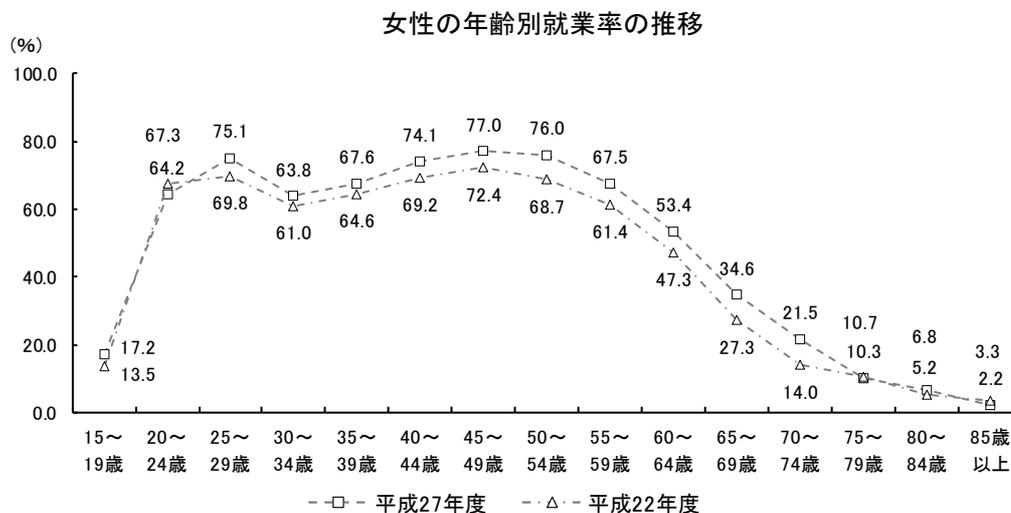
(1) 男女別就業率の推移

就業率は、いずれの年も男性が女性を上回っていますが、女性の就業率は増加傾向で推移し、平成27年の女性の就業率は51.1%で男性との差が縮まっています。



(2) 女性の年齢別就業率の推移

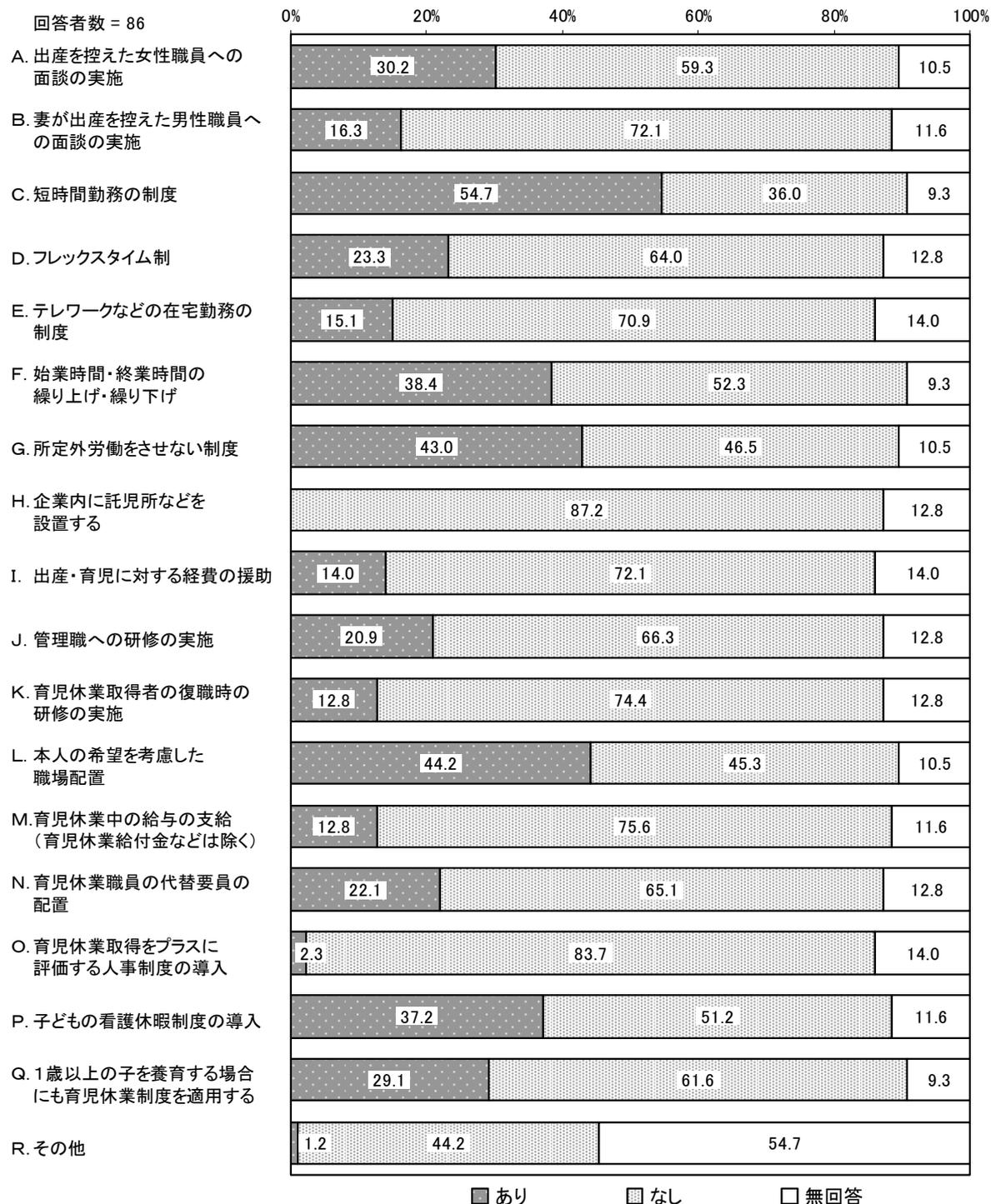
女性の年齢別就業率は、30～39歳の出産・育児期のM字カーブの落ち込みは徐々に小さくなっています。



(3) 事業所の育児支援の取組について（アンケート調査結果）

「貴社では、育児を行う従業員を支援するため、産休・育休の他にどのような取組をしていますか。」について、「短時間勤務の制度」で『あり』の割合が高く、5割半ばとなっています。また、「企業内に託児所などを設置する」、「育児休業取得をプラスに評価する人事制度の導入」で『なし』の割合が高く、8割半ばとなっています。

事業所の育児支援の取組について

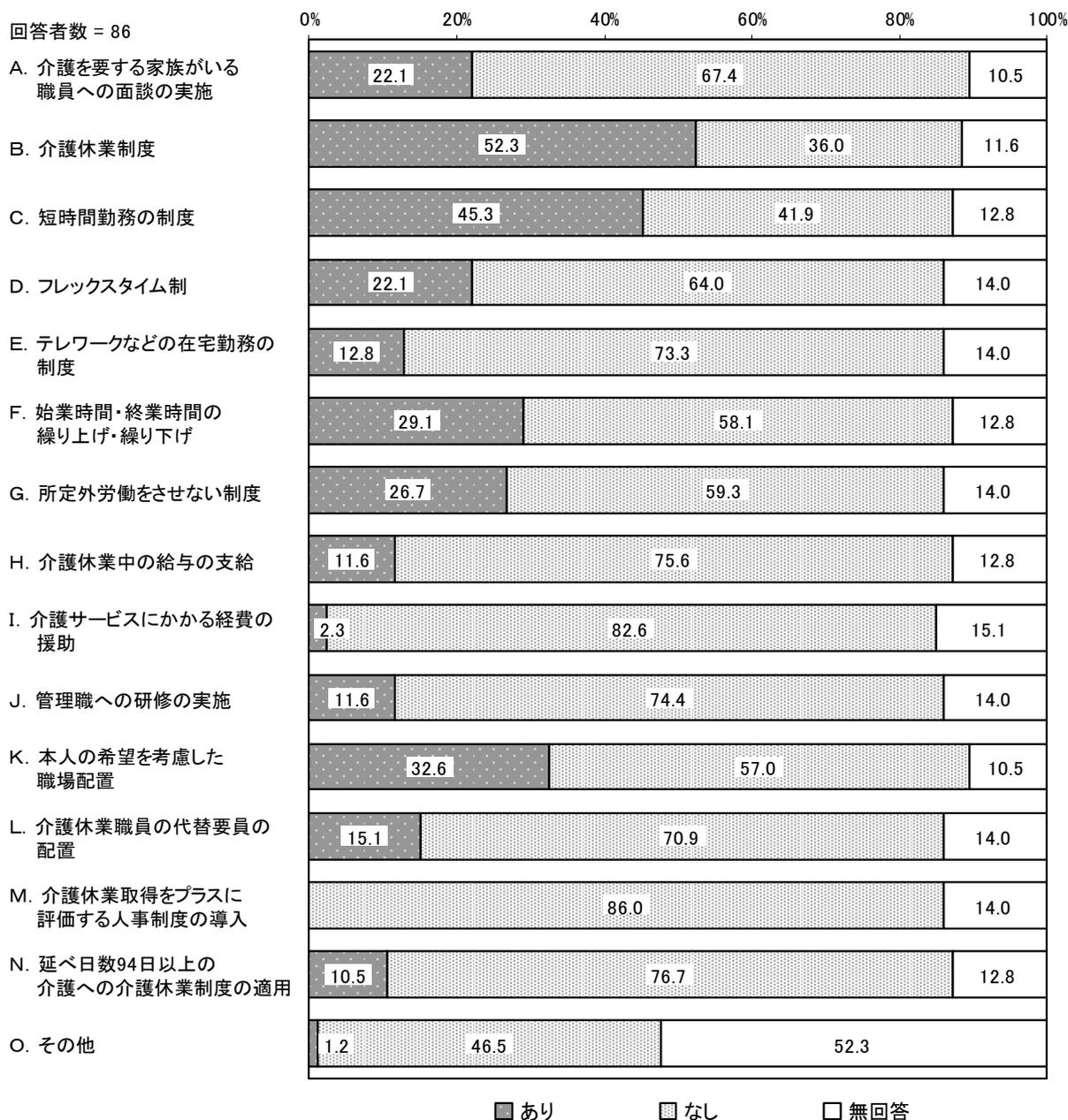


資料：事業所調査

(4) 事業所の介護支援の取組について（アンケート調査結果）

「貴社では、介護を行う従業員を支援するために、どのような取組をしていますか。」について、「介護休業制度」で『あり』の割合が高く、5割を超えています。また、「介護休業取得をプラスに評価する人事制度の導入」で『なし』の割合が高く、8割半ばとなっています。

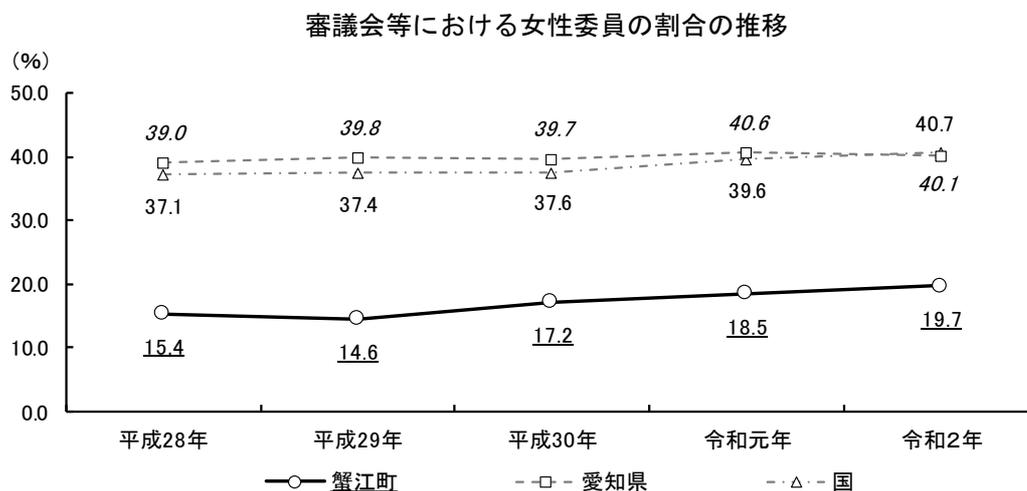
事業所の介護支援の取組について



資料：事業所調査

(5) 意思決定・方針決定の過程への女性の参画状況

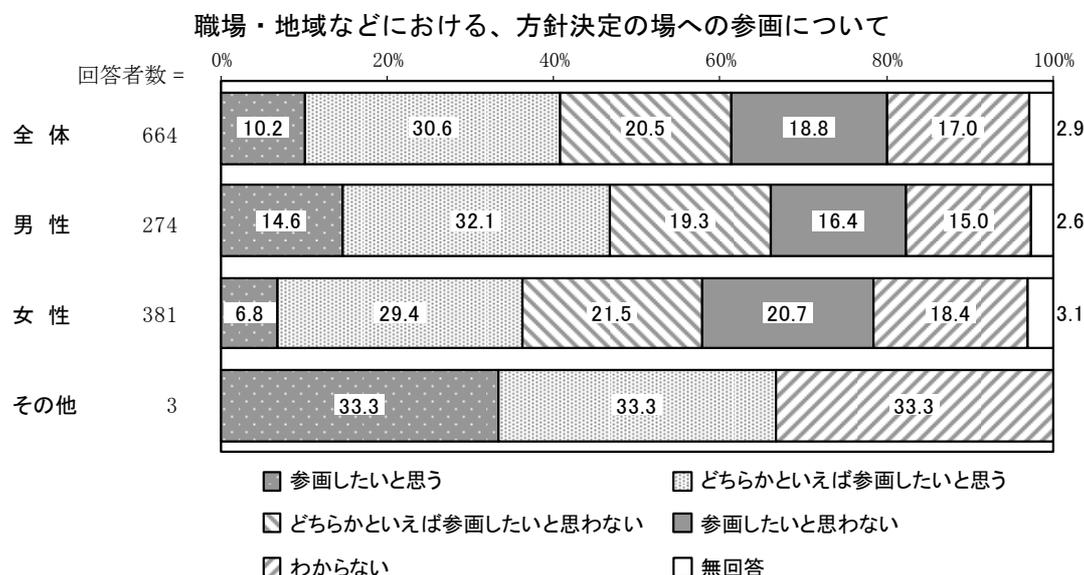
審議会等における女性委員の割合の推移は、国や県に比べ当町の割合は低く、令和2年では19.7%となっています。



資料：(蟹江町) 地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況調査
(愛知県) 愛知県県民生活部男女共同参画推進課
(全 国) 内閣府 国の審議会等における女性委員の参画状況

(6) 職場・地域などにおける、方針決定の場への参画について (アンケート調査結果)

「職場・地域などにおいて、方針決定の場に参画したいと思いますか。」について、女性の36.2%の割合で『参画したいと思う』、『どちらかといえば参画したいと思う』と回答がありました。



(7) 男女がともに働きやすい社会づくりの取組状況

男女がともに働きやすい社会づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの推進、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めてきました。

概ね計画通り推進が図れましたが、早朝保育や延長保育の未実施地域における実施体制の整備や、審議会等への女性の登用、役場における管理的地位への女性職員の登用などが課題となっています。

第2次プランに向けた主な課題

アンケート調査結果によると、事業所において、育児や介護を行う従業員を支援する制度が充実しているとはいえない状況です。事業所に対して、これらの制度の充実を図るよう促していく必要があります。

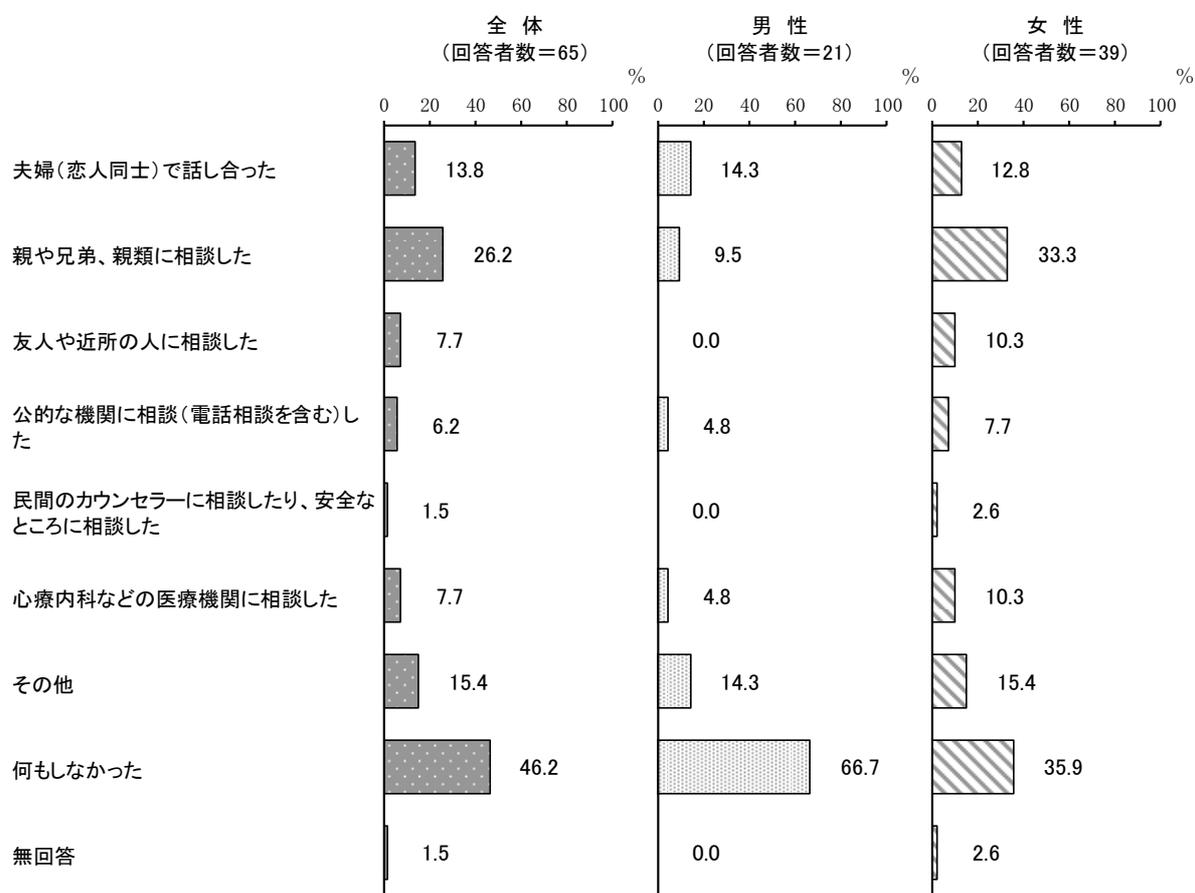
アンケート調査結果から、職場・地域などにおいて、方針決定の場に参画したいと思う女性は36.2%となっています。こうした意向を持つ女性が職場や地域などの方針決定の場に参画していけるよう、キャリアアップのための研修や起業への支援を充実させていく必要があります。

5 安全・安心に暮らせる社会づくりについて

(1) DVを経験したり、見聞きした時に、どのような行動をしたかについて（アンケート調査結果）

「DVを経験したり、見聞きした時に、あなたはどうしましたか。」について、『何もしなかった』の割合が46.2%と最も高く、次いで『親や兄弟、親類に相談した』の割合が26.2%、『夫婦（恋人同士）で話し合った』の割合が13.8%となっています。

DVを経験したり、見聞きした時に、どのような行動をしたかについて

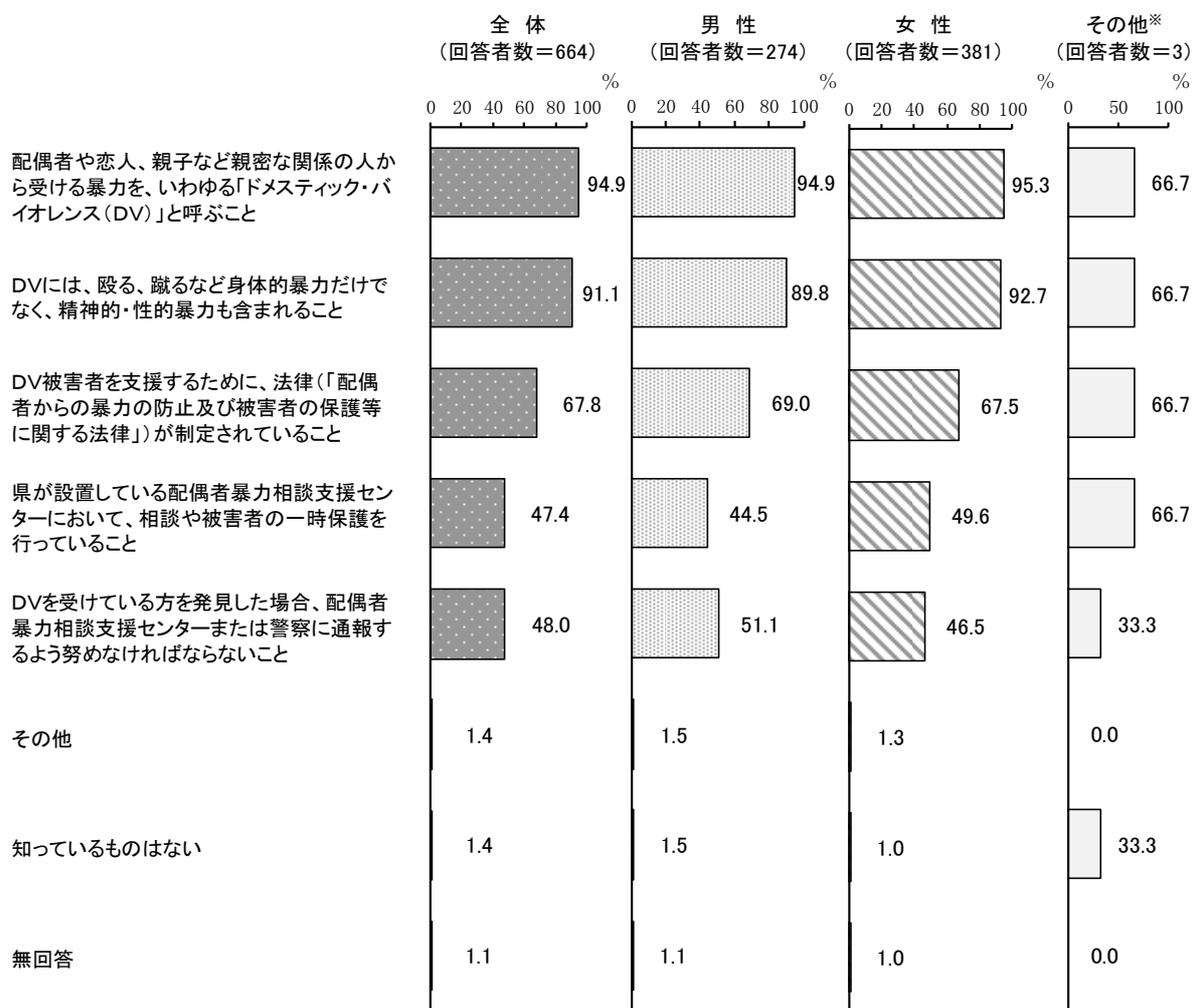


資料：住民調査

(2) DVに関連する対策の認知度について（アンケート調査結果）

「次にあげるDVに関することについて知っていますか。」について、『県が設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談や被害者の一時保護を行っていること』、『DVを受けている方を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するよう努めなければならないこと』の認知度が4から5割となっています。

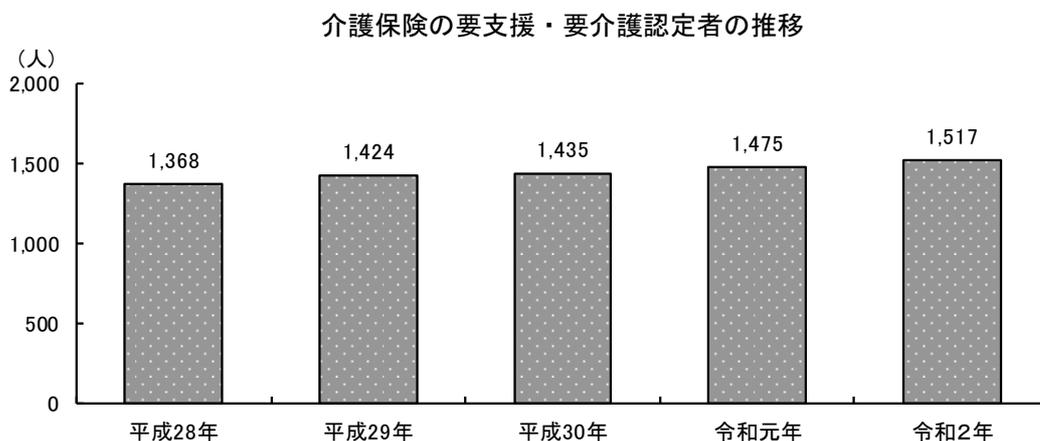
DVに関連する対策の認知度



※アンケート調査の性別の回答欄で「その他」を選択した方
資料：住民調査

(3) 介護保険の要支援・要介護認定者の推移

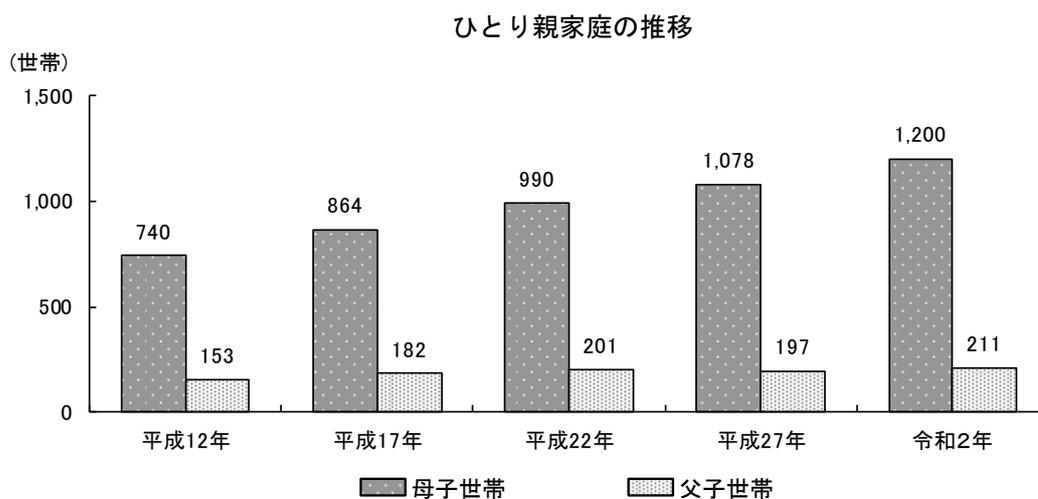
介護保険の要支援・要介護認定者の推移は増加傾向にあり、令和2年では1,517人となっています。



資料：介護保険事業状況報告

(4) ひとり親家庭の推移

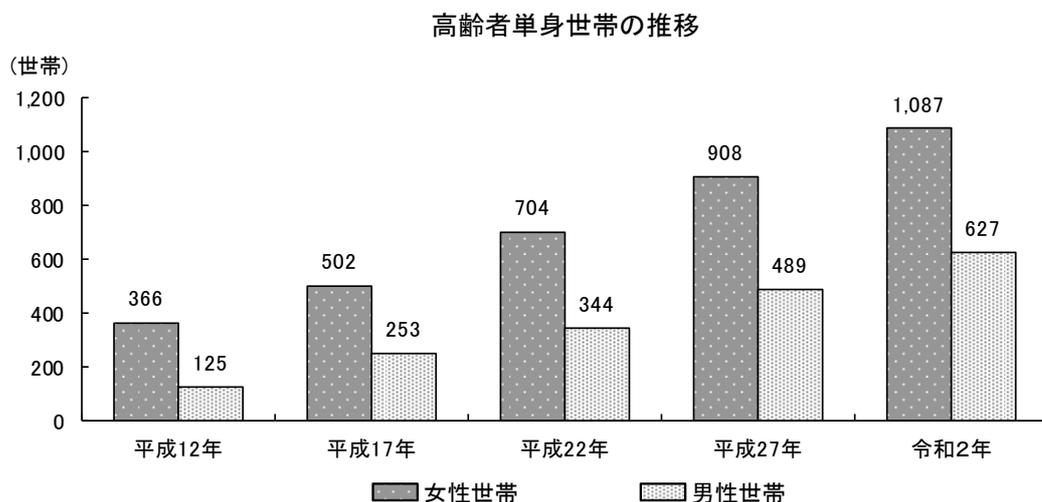
ひとり親家庭は母子世帯が増加傾向で推移し、令和2年で1,200世帯となっています。一方で、父子世帯は平成22年以降横ばいとなっており、令和2年で211世帯となっています。



資料：国勢調査

(5) 男女別高齢者単身世帯の推移

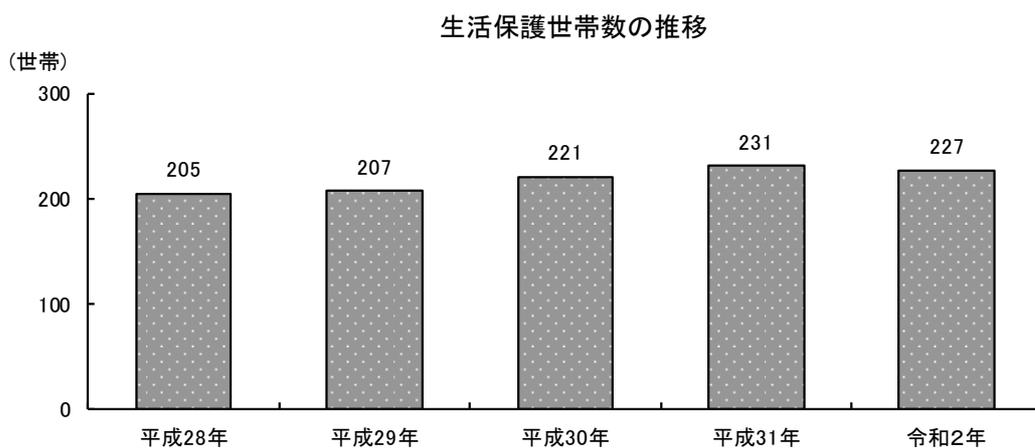
高齢者単身世帯は男女ともに増加しており、女性世帯は男性世帯のおよそ2倍で推移しています。



資料：国勢調査

(6) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は平成28年から平成31年にかけて増加していましたが、平成31年の231世帯をピークに、令和2年では227世帯に減少しています。

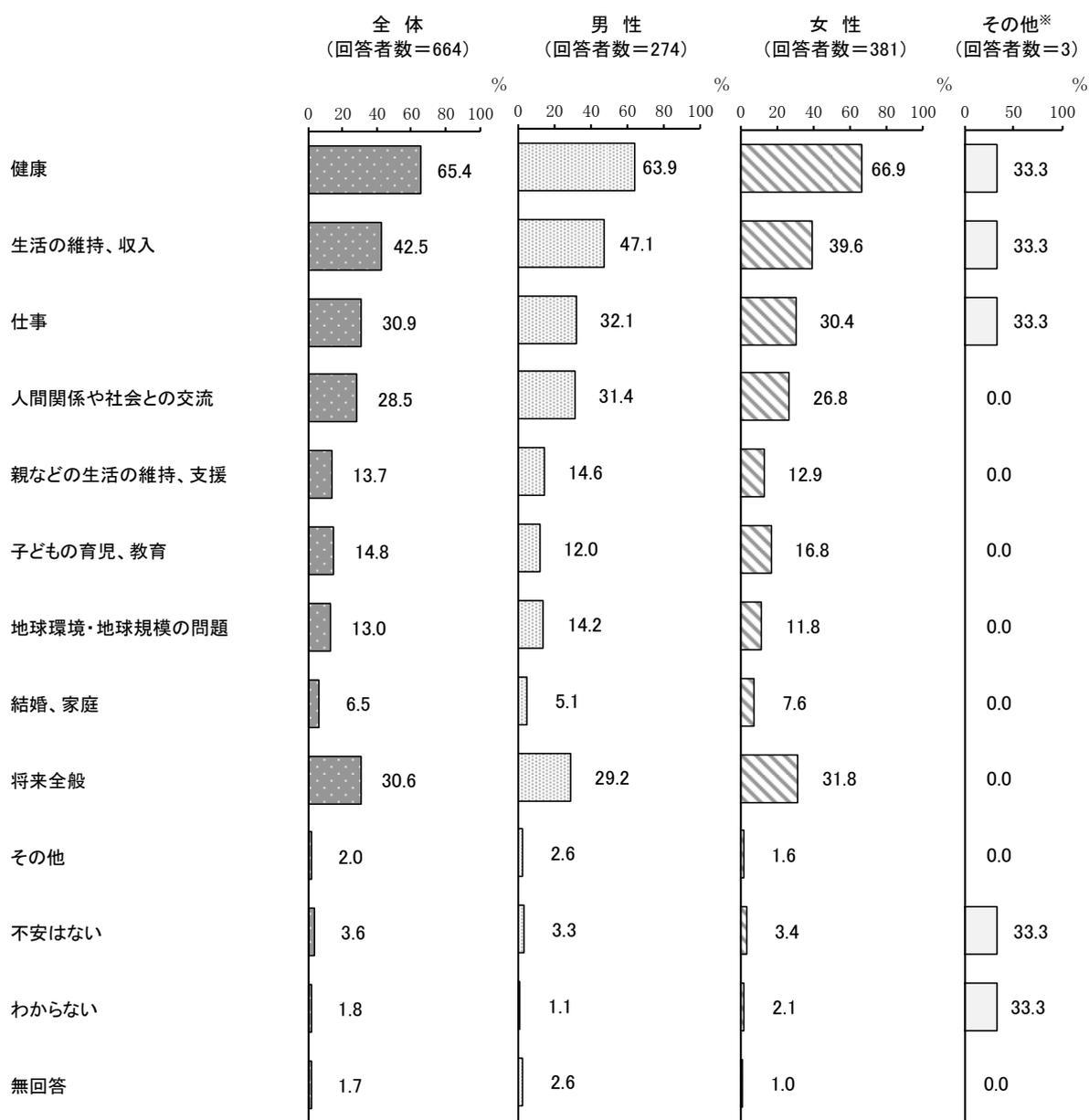


資料：蟹江町民生部住民課

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて、不安が増していることについて (アンケート調査結果)

「新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて、不安が増しているのはどのようなことですか。」について、『健康』の割合が65.4%と最も高く、次いで『生活の維持、収入』の割合が42.5%、『仕事』の割合が30.9%となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大前に比べて、不安が増していることについて



※アンケート調査の性別の回答欄で「その他」を選択した方
資料：住民調査

(8) 安全・安心に暮らせる社会づくりの取組状況

安全・安心に暮らせる社会づくりのため、DV や各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備、生涯にわたる男女の健康づくりや、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人など、生活上の困難に陥りやすい人々に対する相談事業や福祉サービスの提供などに取り組んできました。

概ね計画通り推進が図れましたが、関係機関と連携したDV被害者への支援を継続していく必要があるとともに、ひとり親家庭への生活全般にわたる総合的な支援などが今後の課題となっています。

第2次プランに向けた主な課題

アンケート調査結果によると、「DVを経験したり、見聞きした時に、あなたはどうしましたか。」について、『何もしなかった』の割合が46.2%と最も高くなっています。こうした中、『県が設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談や被害者の一時保護を行っていること』・『DVを受けている方を発見した場合、配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するよう努めなければならないこと』の認知度が4から5割となっており、さらなる情報発信の強化が求められます。

また、性別に関わらず健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりの観点からは、今後も新しい生活様式を踏まえた介護予防やがん検診の受診を推進していく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、健康や生活、収入への不安が広がっている傾向にあります。行政がこうした不安を解消できるよう、支援制度の充実と周知を図っていく必要があります。

6 ワークショップからみられる現状

(1) ワークショップの概要

開催日	概要	内容
8月26日 (木)	<p>場 所：役場 書庫棟 2階 多目的室</p> <p>参加者：町民・ 役場職員 12名</p>	<p>アンケート結果を参考に、参加者の皆さんが普段、身の回りで感じている「疑問点」や「問題点」などに関するご意見をたくさん出していただき、男女共同参画社会の実現に向けた課題を抽出しました。</p> <p>テーマ ①偏見や社会通念、慣習、しきたり等への意識改革 ②コロナ禍の女性への影響(DVやハラスメントなど)</p>
10月9日 (土)	<p>場 所：多世代交流施設 「泉人」 2階 多目的室 1</p> <p>参加者：町民・ 役場職員 21名</p>	<p>第1回ワークショップの結果を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて「課題となること」や「町民や地域が取り組めること」などに関するご意見を数多く出していただき、町民一人ひとりや地域、企業などそれぞれの立場でどのようなことに取り組めるかを整理しました。</p> <p>テーマ ①子どもや大人、お年寄りなどさまざまな立場の人の男女共同参画の理解度を高める ②男性も女性も働きやすい環境をつくる ③地域活動や防災活動など、さまざまな場面で女性の意見や力を活かす ④DVやハラスメントを起こさない、その被害から守る</p>

(2) 第1回ワークショップからの意見のまとめ (概要)

テーマ①：偏見や社会通念、慣習、しきたり等への意識改革
○職場における固定的な性別役割分担意識が残っている <ul style="list-style-type: none">・事務職といえば女性のイメージ。秘書や受付・窓口業務、お茶出しや食事の準備に女性が好まれるのは、相手に男性が多いからではないか・保育士さんは女性が多く、男性職員が1人入ったが男女両方で保育したほうがよいのではないか
○男性の育児参加を進めるためには環境づくりが必要である <ul style="list-style-type: none">・男性が育児休暇を取得することはまだ難しい・パパ友が定着すると子育てに男性も取り組めるのではないか
○個々として平等になってきているが、社会全体で見ると変化がない <ul style="list-style-type: none">・各種団体の会長は男性であり、リーダーは男性、サポートは女性
テーマ②：コロナ禍の女性への影響（DVやハラスメントなど）
○コロナ禍における仕事、家庭・生活での負担の増加が課題 <ul style="list-style-type: none">・学校や保育所の急な休校等により、女性の家事の時間が増え、自分の時間が減り、ストレスが増える（DVが増加している）
○どんな窓口があるのか、どのようにPRしているのかがわかりにくい <ul style="list-style-type: none">・DVの相談先を知らない人が多い

(3) 第2回ワークショップからの意見のまとめ（概要）

<p>テーマ①：子どもや大人、お年寄りなどさまざまな立場の人の男女共同参画の理解度を高める</p>
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・「女性だから」「男性だから」といった風潮がある・男性に一定期間「家事」を体験してもらうのはどうか <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・男女共同参画の啓発セミナーや研修に積極的に参加する・性別役割分担意識をなくすため、お互いに思いやりの心を持つ <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・学校教育の充実・企業の管理職の男女比率を合わせたり、地域団体・企業を問わず役員に女性を多く取り入れていく・男性の育休を取得した人に表彰制度などを取り入れる
<p>テーマ②：男性も女性も働きやすい環境をつくる</p>
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・昔からの慣例が残っている・男女の区別なく発言・意見に傾聴する心の育成が必要・長時間労働や仕事中心になってしまっていることが問題・男性社員が育休・介護休暇をとれるよう育児や介護に参加しやすい環境づくりが必要 <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・発言・発信は男女ともに平等であり、尊重する・仕事以外に地域活動、社会活動に参加してみる・性別に関係なく適材適所でリーダーを育成する・特に年齢の高い人が、家庭・地域に意識を向ける機会を持つべきではないか <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・女性をリーダーとする組織づくり・男女のコミュニケーションの機会を多く持つ・職場の近くや保育所、学校の近くで医療のサポートが受けられる場所をつくる・多様な勤務体制づくり、フレックス制、在宅ワーク・働きやすい制度を設けている企業を紹介・表彰する・気軽に休める環境を整える

テーマ③：地域活動や防災活動など、さまざまな場面で女性の意見や力を活かす
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い方は仕事を理由に地域活動に参加しない ・男女共同参画以前に参加する人が決まっている ・活動が形骸化している。今どきの活動にしたら参加しやすいのではないか ・近所づきあいが少ない <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動への積極的な参加 ・声かけ、見守りをする <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集まる場所がないので、Zoomなどを活用する ・団体（集団）同士が交流、意見交換できる場を設ける ・地域活動に参加するきっかけづくりをする ・若い人も楽しく参加できるような、活動に工夫が必要
テーマ④：DVやハラスメントを起こさない、その被害から守る
<p>○男女共同参画の実現に向けて問題・課題や取り組んでいかなければならないことを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の実現に向けて」と言われてから30年近くになるが、まだ意識が根付いていない ・乳幼児を育てており仕事が出来ずに経済力の乏しい女性に対して生活費を渡さない経済的なDVが起こっており、そのような問題を相談できる場所があるとよい ・男女間での意識に差がある ・DVやハラスメントの理解があいまい、周知が不足している <p>○課題を解決する・取組を進めるため町民一人ひとりができることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口で話を聞いてもらう ・ハラスメントとは何か、DVとは何か、みんなで考える機会をつくる ・近所でDVに気づいた時、関係機関等に連絡するなどの行動を起こす <p>○地域の団体や企業の立場で取り組めることを考えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育休取得、女性の家事と仕事の両立ができるようバックアップする ・子育て施設の充実 ・テレビや雑誌などで取り上げ問題を提起する ・行政や企業がハラスメント・DVを防止するための啓発活動をする

第1回ワークショップの様子



第2回ワークショップの様子



第 3 章

プランの基本的な考え方

1 基本理念

本プランにおいては、「第5次蟹江町総合計画」における「みんなで取り組む」元気なまちづくりの実現を見据え、蟹江町民が性別に関わりなく意欲に応じて活躍できる機会が確保され、あらゆる場面で公平に評価され、責任を分かち合い輝く社会をめざします。

男女共同参画社会の実現は道半ばであり、継続して取組を進めていく必要があります。そこで、本プランの基本理念は、第1次プランを継承し「女性も男性もともに輝くまち かにえ ～ だれもが個性と能力を発揮できる社会へ～」として、町民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となり男女共同参画を推進します。

〔 基本理念 〕

**女性も男性もともに輝くまち かにえ
～ だれもが個性と能力を発揮できる社会へ～**

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、プランの具体的な方向性を示すため、次の4つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

(1) 男女共同参画社会に向けての意識改革

固定的な性別役割分担意識は、若い年代ほど解消傾向が見られるものの、依然として根強く残っています。固定的な性別役割分担意識を解消するため、子どもから高齢者に至る幅広い層を対象とした男女共同参画の視点に立った学習機会を設けることが、家庭や職場、地域社会における男女共同参画社会の基盤を作ることにつながります。

また、学校教育を通じ、人権の尊重や男女の平等、男女相互の理解・協力の重要性や、性別によってその可能性が狭められることがないよう男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育を推進するとともに、教育の内容が充実するよう教育関係者を対象とした研修等の取組を推進します。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければなりません。また、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活気ある社会を構築するためには、あらゆる分野における女性の参画が必要不可欠です。そのため、男女が互いに対等な立場で、積極的に家庭生活や地域活動に参加できるよう支援します。また、地域活動のさまざまな分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるよう環境づくりを進めます。さらに、男女共同参画の視点を取り入れた防災分野での取組を推進します。

(3) 男女がともに働きやすい社会づくり

多様な働き方と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、趣味や学習、地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするものであり、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上でも重要です。しかしながら、固定的な性別役割分担意識などから、家事や子育て、介護における女性の負担が大きい状況が続いており、男性の家庭や地域社会への参画が十分ではない状況です。今後、男女がともに家庭や地域活動等へ参画するために、子育てや地域活動に関する情報の提供や支援の充実に取り組みます。また、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける男女差別をなくし、男女がともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。さらに、社会のさまざまな分野で一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるよう支援を進めます。

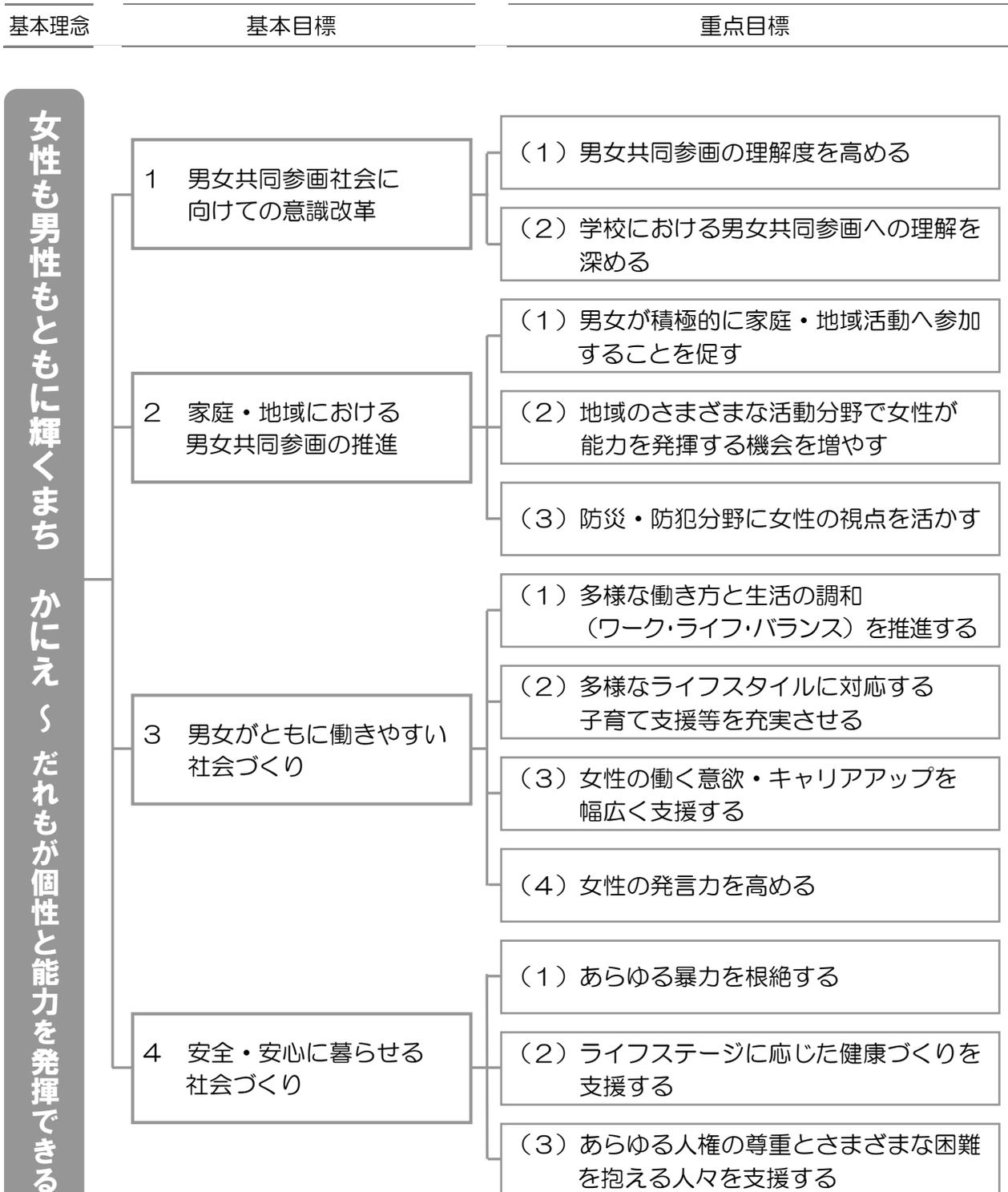
(4) 安全・安心に暮らせる社会づくり

男女間における暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる可能性もあることから、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備、関係機関や専門家等と連携した救済・自立支援を推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。人生100年時代を見据え、生涯にわたり男女の健康を支援し、ライフステージに応じた心とからだの健康づくりや生きがいづくりを総合的に進めます。

さらに、生活上の困難に陥りやすい女性等の貧困を解消するとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人や性的マイノリティの人々なども安心して暮らせる環境の整備を図ります。

3 プランの体系



基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革

〔 数値目標 〕

	目標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
①	講座等受講後のアンケートで「男女共同参画についての理解が深まった」と回答した人の割合	85.0%	90.0%
②	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位が平等と感じる割合	10.4%	20.0%

重点目標1 男女共同参画の理解度を高める

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。広報誌や町ホームページなどさまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関する講座やイベントの開催により、住民の男女共同参画に対する理解度向上を図ります。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
男女共同参画に関する広報等による情報提供・啓発の推進	幅広い世代に向けた意識啓発を行うため、毎年、広報誌に男女共同参画に関する特集記事を掲載し、理解度の向上を図る。 また、県やあいち男女共同参画財団が発行するリーフレットやパンフレット等を活用することで効果的な意識啓発を推進する。	政策推進課
男女共同参画講座（セミナー）の開設	あいち男女共同参画財団との共催事業として、隔年で男女共同参画講座（セミナー）を開催する。その際、各年代に興味を持ってもらえるテーマや内容を設定することで、男女共同参画の意識啓発と普及をめざす。	政策推進課
男女共同参画パネル展の開催	社会情勢の変化を踏まえたパネルを展示することで、効果的に男女共同参画の理解度を高める。 また、県の啓発期間に合わせて広報誌及び町ホームページで事業を周知することで来場者の増加につなげる。	政策推進課
男女共同参画映画祭の開催	あいち男女共同参画財団との共催事業として、映画祭を隔年で開催し、男女共同参画の理解度を高める。 感染症対策を講じて安全に開催できるよう、開催方法や定員を工夫するとともに、従来の周知方法に加えた効果的なPR方法を検討する。	政策推進課

重点目標 2 学校における男女共同参画への理解を深める

男女共同参画意識が浸透した社会をめざすためには、子どもの頃からの教育が重要です。そのため、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育の中で男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。また、教職員に対して、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう、研修などに関する情報を提供します。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
男女共同参画に関する行事の開催	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自然な形で学習活動に取り組んでいけるよう、男女共同参画の視点を意識した行事等を開催する。	教育課
性差別等に関する対話を通じた教育	学校教育の中で、男女区別のないグループ学習や、必要に応じて冊子やリーフレットを活用し、男女共同参画についての理解を深める学習を推進する。	教育課
教職員に対する男女共同参画の意識の向上 【新規】	男女共同参画に関する研修、各種ハラスメントやDVに関する研修、性の多様性に関する研修への参加を促し、教職員の男女共同参画に対する意識を高める。	教育課
キャリア教育の推進	講師を招いて職業講話を聞くなどの学習活動や職場体験学習を通して、「男性だから」「女性だから」という視点で職業や仕事を区別するのではなく、それぞれの個性や長所を生かして職業を選択することを指導し、キャリア教育を進める。 また、さまざまな活動を通してキャリアパスポートを活用し、自己有用感を高める学習を行う。	教育課

住民・地域・企業等の役割について

住民の役割

- 男女ともに互いの立場を尊重・理解し一人ひとりの個性を大切にすること。
- 家族みんなで家事、育児、介護を協力して行うこと。
- 周囲の情報の中に、男女に関する偏った表現がないか、差別を助長するものがないか注意して確認すること。
- 教職員が性差別的な教育をしていないか、子どもの様子を観察すること。

地域・企業等の役割

- 男女ともに働きやすい環境をつくるために、男女共同参画の意識啓発を進めること。
- 広報誌などで男女問わず活躍する方々を紹介すること。
- 子どもの頃から男女平等の意識を持つことができるよう、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、学校教育を支援すること。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画の推進

〔 数値目標 〕

目標項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
③	食事のしたくを夫婦で行う人の割合	17.7%	45.0%
④	嘱託員・嘱託補助員における女性の割合	12.6%	15.0%

重点目標 1 男女が積極的に家庭・地域活動へ参加することを促す

依然として女性が家事を担っている現実があることから、男女がともに家庭と仕事、地域活動等を調和させ自立した生活を送ることができるよう、男性の主体的な家事・育児・介護・地域活動への参画を促す取組を進めます。また、男性が家庭や地域活動へ積極的に参画できるよう、家事・育児・介護に関する能力を高めるための支援を進めます。

【 行政の取組 】

名称	内容	担当課
男性だけの健康づくり教室「男組」の開催	男性が参加しやすい介護予防事業や、栄養・運動等の内容が充実した講座を実施し、男性の地域活動への参画を促す。 新しい生活様式を踏まえた開催方法や講座内容を充実させるとともに、新規参加者の確保に向け、多様な場で講座を周知する。	介護支援課
パパママ育児応援事業	夫婦が一緒になって子育てができる環境を整えるため、男性が参加しやすい父親向けのイベントを実施するなど積極的な子育て支援事業を推進する。	子ども課
乳幼児健診への参加促進	夫婦で協力して子育てに取り組んでもらえるよう、健診案内通知や講座・相談・健診等で父親の参加を促す。 「パパ遊び」、「パパでも簡単離乳食」等の学習機会の充実を図り、父親も子育てに参加する機会を増やす。	健康推進課
パパママ教室への参加促進	夫婦が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時にパパママ教室を勧奨し、情報提供を行う。 また、夫婦が仕事と育児の両方について共に考えていくことができるよう、助言・指導する。	健康推進課
家庭教育事業の開催	家庭での話題づくりとなるよう、親子が一緒に参加（体験）できる事業を実施する。 また、男性がより積極的に家事に参加できるような事業も展開し、家族で協力しながら家事育児ができる体制の構築をめざす。	生涯学習課

重点目標 2 地域のさまざまな活動分野で女性が能力を発揮する機会を増やす

ライフスタイルが多様化している中、それぞれの価値観に応じた視点を取り入れることで、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、地域活動をはじめとするさまざまな分野において、多様な人材が主体的に参画できる地域づくりを進めます。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域で子育てを支援するため、町ホームページ、広報誌等による周知や、学校等へ出向き制度の説明を行うなど、児童の預かり可能な援助会員を増やす方策を検討する。 利用者のさまざまなニーズに応えるため、事業の拠点となる場所や事業内容を検討する。	子ども課
プレママサロンの開催	母親が、出産前はもちろん出産後も地域から孤立しないよう、妊娠中から出産後まで継続して通えるサロン事業（プレママサロン・産後ケアサロン）を実施する。 子どもの命を守るために必要な知識を学び、自主防災力と防災意識の向上を図るため、子育てセミナーや防災セミナーを開催する。	子ども課
パパママ教室への参加促進【再掲】	夫婦が協力して子育てを行えるよう、母子手帳交付時にパパママ教室を勧奨し、情報提供を行う。 また、夫婦が仕事と育児の両方について共に考えていくことができるよう、助言・指導する。	健康推進課

重点目標3 防災・防犯分野に女性の視点を活かす

女性と男性のニーズの違いに配慮した災害等への備えや発生時の対応力を強化するため、避難所運営マニュアルの改訂や避難訓練等への女性の参画を促します。また、女性の防犯意識の向上を図るための防犯教室を開催します。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
児童・母親向けの防犯教室の開催	女性や子どもを狙った犯罪を抑止するために子ども課や警察などの関係機関と連携し、児童・保護者を対象に防犯教室、防犯活動及び啓発活動等を実施することで、女性の防犯意識の向上を図る。	安心安全課
防災会議への女性委員の登用	女性の視点を取り入れた防災対策を行うため、防災会議における女性委員の増員を検討する。	安心安全課
防災訓練等への女性の参画【新規】	避難所設営関連の訓練等については、女性の参加者3割を推奨し、防災訓練、防災学習会への参加促進のために女性枠を設ける等、町内会に働きかける。 女性のニーズにあった避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアルの改訂も含め女性の意見を取り入れるとともに、防災備蓄品に生理用品等を加えることを検討する。	安心安全課

住民・地域・企業等の役割について

住民の役割

- 男性の育児・介護の知識や技術の習得を積極的に行うこと。
- 近隣住民同士が声をかけ合い、性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動や社会活動に参加すること。
- 地域活動などにおいては、男女で区別することなく個々の役割を担うこと。
- 防犯教室、防犯活動へ積極的に参加すること。
- 防災学習会、防災訓練へ積極的に参加すること。

地域・企業等の役割

- 男女ともに参加しやすい地域活動を行えるよう工夫すること。
- 地域活動における会長や役員などの選出について、固定的な性別役割分担意識にとらわれない人員の配置に努めること。
- 地域活動や団体活動において、多様な意見を取り入れること。
- 女性の視点を踏まえた地域での防災・防犯対策などを行うこと。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

基本目標 3 男女がともに働きやすい社会づくり

〔 数値目標 〕

	目標項目	現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
⑤	役場職員（一般職）における女性管理職の割合 ※消防・保育所等は除く	23.1%	30.0%
⑥	町内事業所における女性管理職の割合	7.2%	14.0%
⑦	役場職員における男性の育児休業取得率	25.0%	40.0%
⑧	町内事業所における男性の育児休業取得率	11.5%	20.0%
⑨	町の審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のこと)	18.0%	25.0%
⑩	ワーク・ライフ・バランスの認知度	47.8%	75.0%

重点目標 1 多様な働き方と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する

男性の育児休業の取得促進やライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方を進めるため、長時間労働の削減や労働生産性の向上などによる働き方改革の重要性について関係機関と連携して周知・啓発します。また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。

【 行政の取組 】

名称	内容	担当課
年次有給休暇取得の促進	ワーク・ライフ・バランスを推進するメリットや先進事例などを周知するため、公共施設等でポスター掲示やパンフレットを配架する。 また、通勤のために近鉄蟹江駅などを利用する人を対象にワーク・ライフ・バランスの啓発活動を行う。	ふるさと振興課
	管理職に対する啓発や掲示板等を活用し、職員に積極的な年次有給休暇の取得を呼びかけることで、職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整える。 また、年次有給休暇取得率の集計を行い、職員に情報提供することで、積極的な年次有給休暇の取得を促す。	総務課
介護に関する相談体制の充実	介護に関する総合相談窓口を福祉まつりやサロン活動などで周知し利用を促し、介護者のさまざまな相談に応じて必要な支援を行うことで、介護者の負担軽減につなげる。また、介護の課題を抱える前の段階から相談窓口などの情報提供を積極的に行う。	介護支援課

重点目標 2 多様なライフスタイルに対応する子育て支援等を充実させる

男女がともに子育てと仕事、地域活動等を調和させることができるよう、子育てに関する不安や負担感を解消するとともに、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスなどを提供することで、きめ細かな子育て支援を推進します。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
男性の育児休業取得の推進	育児休業制度等に関する情報をまとめ、職員に提供することで、子どもが生まれた職員が積極的に育児休業を取得できる体制を支援する。	総務課
	男性も女性も育児休業が取得しやすい環境づくりをめざし、町商工会を通じてリーフレットなど啓発物を配布し、町内事業所等へ情報提供する。	ふるさと振興課
保育事業の充実	働きながら子育てをする男女を支援するため、保護者の就労形態の多様化に対応した一時保育や延長保育、病後児保育など保育サービスの充実を図る。	子ども課
学童保育事業の充実	年々増加傾向にある学童保育のニーズに対応するため、教育委員会と協力し、継続して小学校の余裕教室を利用して学童保育を実施する。 また、町内私立幼稚園 2 園に委託している学童保育の運営を継続することにより、児童の健全な育成と安全を確保する。	子ども課

重点目標 3 女性の働く意欲・キャリアアップを幅広く支援する

出産・育児等により離職した女性の再就職や女性のキャリアアップ・能力向上を支援するため、研修やパンフレット等による情報提供を行います。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
女性のための再就職相談窓口案内の広報	再就職を希望する女性を支援する「ママ・ジョブ・あいち」の取組を周知するため、広報誌への掲載及び子ども課などの関係課にパンフレットを配布する。 相談者の利便性に配慮し、カウンセラー派遣による「ママ・ジョブ・あいち」出張相談を実施する。	ふるさと振興課

重点目標 4 女性の発言力を高める

政策や方針に多様な視点・価値観を取り入れるため、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましいことから、あらゆる分野における政策立案・方針決定過程への女性参画の拡大に向け、町が率先して審議会等に女性の登用を促進します。また、特定事業主行動計画に基づき、町の女性職員の職域拡大及び管理職への積極的な登用に取り組みます。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
審議会等への女性の登用促進（人材育成）	所管する審議会等への女性の登用を促進していくに当たり、任期満了の際は女性比率があがるよう積極的に働きかけを行う。 役場における管理的地位への女性職員の登用と併せて相乗効果を図る。	全 課
役場における管理的地位への女性職員の登用	県の女性職員キャリアアップ研修への積極的な参加を呼びかけ、キャリア形成の意識を高める。 育児休業等からの復職が、キャリア形成においてマイナス要素にならないように努める。	総務課

住民・地域・企業等の役割について

住民の役割

- ・男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合うこと。
- ・育児・介護休暇を積極的に活用し、家事・育児・介護などを家族で協力して行うこと。
- ・効率的な仕事への取組姿勢を工夫し、家庭・地域に意識を向ける機会を増やすこと。
- ・子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用すること。
- ・能力開発や職業能力取得に関する情報を積極的に入手し、活用すること。
- ・男女ともに知識や能力を高められるよう、学習会などに参加すること。
- ・男女ともに審議会等の意思決定や方針決定過程の場へ積極的に参画すること。

地域・企業等の役割

- ・長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境を整えること。
- ・多様な就業ニーズに対応した勤務体制づくり、フレックス制、在宅ワークなど柔軟な勤務形態を検討すること。
- ・男女ともに育児・介護休業の取得を推進し、育児・介護と仕事の両立を支援すること。
- ・出産・育児等により離職した女性の再就職を支援すること。
- ・募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差をなくすこと。
- ・管理職への女性の登用を積極的に進め、管理職の男女比率を近づけるように努めること。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

基本目標 4 / 安全・安心に暮らせる社会づくり

〔 数値目標 〕

目標項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
⑪	20歳代の子宮がん検診の受診率	14.8%	36.2%
⑫	乳がん検診の受診率	31.1%	40.0%
⑬	DVについての相談窓口の認知度	62.7%	80.0%

重点目標 1 あらゆる暴力を根絶する

配偶者等からの暴力（DV）を防止するための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、暴力の被害に悩みを抱えている人へ迅速な対応ができるよう関係機関との連携した支援体制を確立し、被害者の早期発見・早期対応を図ります。さらに、恋人間における暴力（デートDV）等の予防に向けた周知啓発を進めます。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
ストップDV啓発事業の推進	<p>配偶者等からのDVや恋人間におけるデートDV等、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有するため、広報誌への掲載やポスターの掲示、パンフレットの配布等を行い啓発する。</p> <p>また、日頃から警察や海部福祉相談センターの女性相談員と連携し情報を共有することで、DV被害者を早期に発見し適切な対応を図る。</p>	子ども課

重点目標 2 ライフステージに応じた健康づくりを支援する

性別や年齢、生活習慣の違いによりさまざまな健康上の課題があることから、女性がかかりやすい子宮頸がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率の向上に努めます。また、ゲートキーパーの養成により、問題が複雑化する前の早い段階からこころの健康づくりを支援します。そして、妊娠から出産期において安心して妊娠・出産できる環境を整備するため、妊娠・出産・育児に関する学習機会の提供や相談窓口の充実を図ります。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
こころの相談・ゲートキーパーの養成【新規】	蟹江町自殺対策計画に基づき、関係機関との連携支援、相談窓口等の普及啓発、相談体制を充実させるとともにゲートキーパーの養成を行うことで、自殺対策の推進を図る。	健康推進課
介護予防事業の充実	自主的な活動に向け情報提供等を行うことで、各施設や役場窓口で気軽に相談できる環境を作り、住民による主体的な介護予防の実施につなげる。 関係機関との連携強化などで新たな拠点を模索し、新しい生活様式を踏まえた開催方法や講座内容を検討することで、新規参加者の確保につなげる。	介護支援課
女性のがん検診の推進	女性のがん検診受診率向上のため、受診券の個別送付やインターネット予約を周知し、子育て中の母親やひとり親へ情報発信する。 また、町の検診以外に受診機会が少ない国民健康保険加入の女性などに対し、検診の案内を複数回行うことで、新たな受診につなげ、受診率を向上させる。	健康推進課
女性の健康維持・増進教室の開催	生き生きかにエスポーツクラブと連携し、子育て中のお母さんを始め多くの女性が気軽に参加できるスポーツ事業を充実させることで、女性の健康増進を支援する。	生涯学習課

重点目標3 あらゆる人権の尊重とさまざまな困難を抱える人々を支援する

高齢者や障がい者、その家族が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らし続けていくために、在宅生活の継続を可能とするさまざまな支援や情報提供を行います。また、ひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図るとともに、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、子ども学習支援事業の周知や支援を行います。

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
生活困窮者等への支援 ・相談事業の推進	生活困窮者からの相談に対して、関係機関と連携を図りながら連絡体制や窓口を充実させることで、個人の相談をその先の支援へつなげていく機能を整備する。 県が実施する子ども学習支援事業の周知を図り、子どもの教育に格差が生じないように支援を続ける。 生活困窮世帯の女性を対象に、関係各課と連携して防災備蓄品（生理用品等）の配布について検討する。	住民課
災害時避難行動要支援者への支援	災害時に備えるため、町内会や民生委員等と連携し、災害時避難行動要支援者名簿の異動状況の確認及び更新や、新たに支援を要する人へ災害時避難行動要支援者登録制度を周知する。	住民課
母子・父子福祉事業の充実	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担分を助成することで自立を促すとともに、健康の保持増進を図る。子ども課と情報共有しながら住民に寄り添ったきめ細かな支援を行う。	保険医療課
介護に関する相談体制の充実【再掲】	介護に関する総合相談窓口を福祉まつりやサロン活動などで周知し利用を促し、介護者のさまざまな相談に応じて必要な支援を行うことで、介護者の負担軽減につなげる。また、介護の課題を抱える前の段階から相談窓口などの情報提供を積極的に行う。	介護支援課
プレスクール事業の充実	外国にルーツを持つ子どもを支援するため、教育課と連携し、継続してプレスクール事業を行う。また、プレスクール、こども教室及びプレスクール指導者養成講座を一本化して事業を実施することが可能か、教育課とともに検討していく。	子ども課
障がい者の相談支援の充実	地域生活支援拠点において、地域資源を活用するため、事業所への働きかけや県主催の研修等への参加を促し、専門的人材の育成を行うことで、支援機能を強化する。 海部南部権利擁護センターや相談支援事業所などの関係機関と連携し、現在の状況を把握することで、成年後見制度の周知やそれぞれのニーズに合った事業所等の情報提供を行う。	保険医療課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安心して暮らしていくために、各種手当の受給をはじめ、生活全般にわたる相談等を総合的に行う。 町ホームページ、広報誌等にて児童扶養手当、遺児手当制度等の経済的支援について掲載し、周知を継続する。 ひとり親家庭の女性を対象に、関係各課と連携して防災備蓄品（生理用品等）の配布について検討する。	子ども課

【 行政の取組 】

名 称	内 容	担当課
ひとり親家庭への支援	母子・父子家庭医療費受給者に対し、検診料の自己負担免除の案内を個人通知するとともに、検診ガイドや町ホームページ等で支援制度を周知する。	健康推進課
高齢者の自立支援の推進【新規】	認知症サポーターの育成や地域の自主活動グループの活性化を支援することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制やネットワークづくりを推進する。	介護支援課

住民・地域・企業等の役割について

住民の役割

- あらゆる暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識すること。
- 近所でDVに気づいた時、見て見ぬふりをせず、被害者に対して相談窓口を紹介し、関係機関に情報を伝えること。
- 自分や家族の健康について関心を持つこと。
- 各種検診を積極的に受診し、気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見・早期治療を心がけること。
- 健康づくりに関する学習機会へ積極的に参加し、必要に応じて相談機関を利用すること。
- 困った時は、まず身近な相談窓口にご相談すること。
- 高齢者や障がいのある人など、地域の中で支援が必要な人を見守り声をかけるなど、できる限り支援すること。

地域・企業等の役割

- 安心して相談できる体制をつくること。
- ハラスメントやDVを防止するための周知・啓発活動に工夫して取り組むこと。
- 地域のみんなで健康づくりに取り組むこと。
- 職場において、健康診査の受診を呼びかけること。
- 従業員のこころの健康に配慮すること。
- 高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭など地域の中で支援が必要な人を見守り、声をかけること。
- 地域で積極的な交流を図り、互いに顔の見える関係づくりを進めること。

※ 住民・地域・企業等の役割はワークショップからの意見を参考にしています。

第5章

プランの推進

1 推進体制

(1) 協働によるプランの推進

男女共同参画の意識を醸成するためには、町民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等、地域のさまざまな主体が一体となって取り組むことが重要です。

本プランを着実に推進するために、各主体は将来の蟹江町の男女共同参画推進に対しての役割を認識し、それぞれに連携・協働して、各施策に取り組みます。広域的な課題については、国・県や近隣の市町と連携し、施策を推進します。

また、さまざまな機会を通じ、町民等へ情報提供や意識啓発を行い、相談支援体制を充実させ、推進体制の構築に努めていきます。

(2) プランの推進体制と評価

計画の実効性を確保するために、プランに位置付けられる施策については、「蟹江町男女共同参画推進会議」でプランの進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直していきます。

進捗管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、年度ごとに「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルで、事業の改善を図ります。

また、プランの見直しに合わせて、アンケート調査を実施します。さらに、各部署による事業の評価、施策の調整、進行管理を行い、より良い事業を推進していきます。

2 数値目標

男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的に推進するための指標を設定します。

目標項目		現状 (令和3年度)	目標 (令和8年度)
基本目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革			
①	講座等受講後のアンケートで「男女共同参画についての理解が深まった」と回答した人の割合	85.0%	90.0%
②	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女の地位が平等と感じる割合	10.4%	20.0%
基本目標2 家庭・地域における男女共同参画の推進			
③	食事のしたくを夫婦で行う人の割合	17.7%	45.0%
④	嘱託員・嘱託補助員における女性の割合	12.6%	15.0%
基本目標3 男女がともに働きやすい社会づくり			
⑤	役場職員（一般職）における女性管理職の割合 ※消防・保育所等は除く	23.1%	30.0%
⑥	町内事業所における女性管理職の割合	7.2%	14.0%
⑦	役場職員における男性の育児休業取得率	25.0%	40.0%
⑧	町内事業所における男性の育児休業取得率	11.5%	20.0%
⑨	町の審議会等の女性委員の割合 (地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく地方公共団体の審議会等のこと)	18.0%	25.0%
⑩	ワーク・ライフ・バランスの認知度	47.8%	75.0%
基本目標4 安全・安心に暮らせる社会づくり			
⑪	20歳代の子宮がん検診の受診率	14.8%	36.2%
⑫	乳がん検診の受診率	31.1%	40.0%
⑬	DVについての相談窓口の認知度	62.7%	80.0%

資料編

1 策定経過

日程	実施項目	会場	内容等																
令和3年 6月25日(金)～ 7月12日(月)	アンケート 調査	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住民（18～69歳） ・子育て世帯（0～5歳児の保護者） ・事業所（従業員が8名以上の事業所） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配布数</th> <th>有効回答数</th> <th>有効回答率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 民</td> <td>2,000 通</td> <td>664 通</td> <td>33.2%</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯</td> <td>500 通</td> <td>230 通</td> <td>46.0%</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>291 通</td> <td>86 通</td> <td>29.6%</td> </tr> </tbody> </table>		配布数	有効回答数	有効回答率	住 民	2,000 通	664 通	33.2%	子育て世帯	500 通	230 通	46.0%	事業所	291 通	86 通	29.6%
	配布数	有効回答数	有効回答率																
住 民	2,000 通	664 通	33.2%																
子育て世帯	500 通	230 通	46.0%																
事業所	291 通	86 通	29.6%																
8月19日(木)	第1回 策定委員会	役場	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次蟹江町男女共同参画プランの策定方針 ・第1次蟹江町男女共同参画プランの進捗評価 ・住民アンケート調査の結果報告 ・町民ワークショップの開催について 																
8月26日(木)	第1回 町民ワーク ショップ	役場	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニレクチャー『男女共同参画社会とは』 ・アンケート調査結果について～概要～ <p>グループワークテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 偏見や社会通念、慣習、しきたり等への意識改革 ② コロナ禍の女性への影響（DVやハラスメントなど） 																
10月4日(月)	第2回 策定委員会	役場	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート調査の結果（確定値） ・第1回町民ワークショップでの意見内容 ・第2次プランの体系について ・第2次プランに係る数値目標について 																
10月9日(土)	第2回 町民ワーク ショップ	多世代 交流施設 「泉人」	<p>グループワークテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 子どもや大人、お年寄りなどさまざまな立場の人の男女共同参画の理解度を高める ② 男性も女性も働きやすい環境をつくる ③ 地域活動や防災活動など、さまざまな場面で女性の意見や力を活かす ④ DVやハラスメントを起こさない、被害から守る 																
11月29日(月)	第3回 策定委員会	役場	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回町民ワークショップでの意見内容 ・第2次プランの内容について ・第2次プランの推進について ・パブリックコメントの実施について 																
令和3年 12月10日(金)～ 令和4年 1月11日(火)	パブリック コメント	—	<p>町ホームページ及び広報かにえ12月号で周知</p> <ul style="list-style-type: none"> * 提出方法 <ul style="list-style-type: none"> ・役場へ持参 ・FAX ・郵送 ・Web回答 <ul style="list-style-type: none"> * 提出者数 1名 * 提出件数 2件 																
令和4年 2月1日(火)	第4回 策定委員会	役場	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果について ・第2次蟹江町男女共同参画プラン（案）について 																

2 蟹江町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 蟹江町における男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画(以下「男女共同参画プラン」という。)の策定に当たり、幅広い分野からの意見を聴取するため、蟹江町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) その他男女共同参画プラン策定に関し必要なこと。

(委員会)

第3条 委員会は、委員10人以内及び役場の幹部職員をもって構成する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会には、町長が委員の中から指名する委員長を置く。
- 4 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、町長又は町長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者、町関係団体、住民団体、学校関係者等の中から、優れた識見を有する者を町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、政策推進室政策推進課において処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行する。

3 策定委員会委員等名簿

【委員】

(敬称略)

氏名	所属	備考
功刀由紀子	愛知大学名誉教授	委員長
戸谷 等	囑託員会長	
神田 雅彦	人権擁護委員	
村上 充晃	P T A連絡協議会長	
山田 久子	婦人会長	
河村 佳子	学戸小学校教頭	
吉田 千紗	株式会社加藤建設	
田中 望	商工会青年部	
黒田 敬	NPO法人介護研究会笑代表理事	
高阪 美帆	NPO法人にこにこママネットワーク代表理事	
河瀬 広幸	副町長	
服部 英生	教育長	前任者：石垣 武雄
黒川 静一	政策推進室長	
浅野 幸司	総務部長	
寺西 孝	民生部長	
鈴木 敬	教育部次長兼教育課長	
小越 洋輝	総務部主幹	
北條 寿文	ふるさと振興課長	
戸谷 政司	総務課長	
飯田 和泉	住民課長	
舘林 久美	子ども課長	
佐々木淑江	生涯学習課長	
片山 和枝	児童館長代表	

【事務局】

氏名	所属	備考
丹羽 修治	政策推進課長	
阿部 敬介	政策推進課係長	
大野 真以	政策推進課主任	
清水絵里奈	政策推進課主事	

4 用語解説

あ行	
アンコンシャス・バイアス	育つ環境や所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、潜在的に持っている先入観、思い込み、決めつけのこと。
延長保育	従来の預かり時間の範囲を延長して行う保育サービスのこと。
か行	
学童保育	日中保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業（放課後児童クラブ）のこと。
キャリアパスポート	児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について記入し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性・女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	
在宅ワーク	時間や場所にとらわれずに自宅を拠点に仕事をする事。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。
審議会	地方自治法第 180 条の5及び第 202 条の3に基づく地方公共団体の審議会等のこと。 ＜参考＞ 国では、令和 2 年（2020 年）までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 40%未満とならない状態（女性委員の割合が 40%以上 60%以下）をめざすとしている。
性的マイノリティ	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）、エックスジェンダー（男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人）などの方を表す総称のこと。
早朝保育	通常保育時間の前に登園してくる子どもの為の保育のこと。
た行	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会のこと。
テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。
デートDV	交際中のカップルの間で起こるDVのこと。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など暴力の種類はさまざまである。

は行	
特定事業主行動計画	女性活躍推進法第 15 条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた女性職員の活躍のための行動計画のこと。
配偶者暴力相談支援センター	配偶者等からの暴力に対して、以下の支援を行う機関のこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談や相談機関の紹介 ・カウンセリング ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
ハラスメント	性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。セクシャル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）、スモーク・ハラスメント（スモハラ）など。
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての手伝いができる人（援助会員）がお互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織。
ひとり親家庭	母親または父親のいずれかと、その子とからなる家庭のこと。
フレックスタイム	1 か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働くこと。
プレスクール事業	外国にルーツを持つ小学校就学前の子どもへの学習支援や学校との連絡調整を行う事業。
ポジティブ・アクション	固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。
や行	
要介護認定者	介護保険制度において、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定または、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定を受けた人のこと。
ら行	
ライフステージ	人生の節目（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって変化する生活の段階のこと。
わ行	
ワークショップ	参加者が主体的に考え、お互いに協力し合い、与えられたテーマを元に意見交換したり、共同で作業する参加・体験型の学習の場のこと。
ワーク・ライフ・バランス	働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
アルファベット	
DV （ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人、親子などの親密な関係の人から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限など）も含む。
M字カーブ	女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。結婚や出産を機に労働市場から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び就職するという特徴があるためにこのような形になる。

アルファベット	
N P O	Non-Profit Organization の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のこと。
P D C A サイクル	Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) の頭文字をとったもので、4つの段階を循環させ、目標を達成するために業務効率化を図って改善していく方法のこと。
S D G s	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。2015 年 9 月の国連サミットで採択された先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、経済・社会・環境などの広範な課題に統合的に取り組もうとするもの。

5 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条） 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 附則(中略)第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成二十七年九月四日法律第六十四号
最終改正 令和元年六月五日同第二十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則 （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について

家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等 （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が

あったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動

計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認

めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」と

は、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業

主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 （一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働

省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を

深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を円滑にすることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項

に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一

項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

平成十三年四月十三日法律第三十一号
最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 一～第五条）

第三章 被害者の保護（第六条～第九条の二）

第四章 保護命令（第十条～第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条～第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、

事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭

和二十二年法律第百六十四号、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から

退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を書する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を書する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下

この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第

五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項 第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八條の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八條の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九條 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十條 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八條の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八條の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命

令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十六年法律第六十四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成十九年法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年法律第七十二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年法律第四十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2次蟹江町男女共同参画プラン

令和4年3月

作成・発行／蟹江町

所在地／〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

電話番号／0567-95-1111（代表）

ホームページ／<https://www.town.kanie.aichi.jp/>

編集／蟹江町役場政策推進室政策推進課
